

平成 1 7 年度第 2 1 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 1 8 年 3 月 1 日 (水) 午前 9 時 0 2 分
場 所 八王子市役所 9 階 9 0 5 会議室

第 2 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 8 年 3 月 1 日 (水) 午前 9 時

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 5 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 5 3 号 議 案 平成 1 7 年度八王子市教育委員会職員表彰について

第 2 第 5 4 号 議 案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について

4 協 議 事 項

市立小・中学校における入学式「お祝いのことば」について

5 報 告 事 項

・平成 1 7 年度八王子市教育委員会児童・生徒等表彰について

(教育総務課)

・第 56 回全関東八王子夢街道駅伝競走大会結果報告について【口頭】

(スポーツ振興課)

その他報告

第 2 1 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 1 8 年 3 月 1 日 (水) 午前 9 時

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 5 会議室

3 会議に付すべき事件

第 5 5 号 議 案 小学校心身障害学級の設置について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

| | | |
|------|------|-------|
| 委員 長 | （1番） | 小田原 榮 |
| 委員 | （2番） | 細野 助博 |
| 委員 | （3番） | 川上 剋美 |
| 委員 | （4番） | 齋藤 健児 |
| 教育 長 | （5番） | 石川 和昭 |

教育委員会事務局

| | |
|--|-------|
| 教育 長（再掲） | 石川 和昭 |
| 学校 教育部 長 | 坂本 誠 |
| 学校 教育部 参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当） | 岡本 昌己 |
| 教育 総務 課 長 | 望月 正人 |
| 学校 教育部 主幹 （企画調整担当） | 鎌田 晴義 |
| 施設 整備 課 長 | 穂坂 敏明 |
| 学 事 課 長 | 小泉 和男 |
| 学校 教育部 主幹 （学区等調整担当兼特別 支援教育・指導事務担当） | 小海 清秀 |
| 指導室 指導 主事 | 朴木 一史 |
| 生涯学習スポーツ部長 | 菊谷 文男 |
| 生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱 | 西野 栄男 |
| 生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 兼生涯学習総務課長 | 米山 満明 |
| スポーツ 振興 課 長 | 山本 保仁 |

| | |
|------------------------------|---------|
| 学 習 支 援 課 長 | 高 橋 敏 夫 |
| 文 化 財 課 長 | 佐 藤 広 |
| 生涯学習スポーツ部主幹 (体 育 館 担 当) | 福 田 隆 一 |
| 生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当) | 森 文 男 |
| 教 育 総 務 課 主 査 | 小 柳 悟 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|---------|
| 教 育 総 務 課 主 査 | 志 萱 龍一郎 |
| 担 当 者 | 後 藤 浩 之 |
| 担 当 者 | 石 川 暢 人 |

【午前9時02分開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成17年度第21回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 細野助博委員 を指名いたします。よろしく申し上げます。

また、本日、追加日程の提出がございました。これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

なお、議事日程中の第53号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について進行いたしてまいります。

小田原委員長 日程第2、第54号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 第54号議案でございますが、これにつきまして、評議員の定数を改正しようということで、管理運営に関する規則の設定ということで、議案として提出させていただくものです。

これにつきましては、評議員制度のあり方検討会の報告を、前々回、第18回の定例会で報告したところでございますが、ここで規則を改正しようというものでございます。

内容といたしますと、右肩のほうに「第54号議案関連資料」という資料がございますが、ここに改正の趣旨を記載させていただいております。

第13条の6第2項でございますが、評議員定数を「10人以内」から「おおむね10人」という規定にするということでございます。これは、校長が評議員を選任する際、かねてか

ら課題になっておりましたけれども、定数の10人以内に絞り込むことで時間を要するという学校が幾つかございました。特に広い区域を抱えている学校におきましては、これがために選任の作業、校長が推薦して教育委員会が委嘱するという手続で評議員を選任するわけですが、その手続がおくれるということがございまして、それを迅速化しようということでございます。

規則の改正については以上でございますが、評議員のあり方検討会の報告を受けての改正といたしまして、それ以外に関連規定の改正を予定しておりますので、あわせて御説明をさせていただきます。

これにつきましては、管理運営規則の中で、教育長訓令ということになっております。したがって、教育長の決定が出て改正をする予定でございますけれども、2つございます。第5条と第7条でございますが、第5条につきましては、従前が、学期ごとに意見交換会を設定するということでしたが、これを「年3回以上」ということで、3回やれば足りるということではなくて、規定の趣旨から、必要な回数を確保するような規定に改めようというものでございます。

それから、第7条は、情報提供を、従前の規定が、校長が意見を求めるときということで、そのときに十分な情報を提供するということがございましたが、これにつきましても、単に意見を求めるときだけではなくて、この評議員制度の設定の趣旨が、管理運営規則の第13条の4にございますように、地域に開かれた学校としての説明責任を果たすという意味で、意見を求めるとき以外にも、適宜情報を提供する義務をここでうたったというものでございます。その他、評議員のあり方検討会を受けて、学校での取り組みを促すために、次の関連資料の裏面以降、ちょうど下のほうになりますけれども、検討会報告を受けた学校における当面の取り組みということで、これにつきましては、先日校長会が行われましたけれども、新年度の取り組みを控えて、先日の小・中校長会のほうで、この内容について説明をして、取り組みのほうを促したところでございます。

説明は、以上でございます。

小田原委員長　説明は以上で終わりました。

本案についての御質疑はございませんか。

齋藤委員　この学校評議員制度ですけれども、ちょっと関連で教えていただきたいんですが、今のお話の中でも、校長が推薦した者を教育委員会で任命するという形なわけですね。過去

に校長が推薦したけれども、教育委員会としてはまかりならぬというような例はありましたか。

望月教育総務課長　ほんとうにまれなケースなんです、1名だけございました。兼職といえますか、他の業務があるために、評議員をやっていただくと、他の業務に影響があるのではないかということで、それについては御説明して、辞退していただいたというケースがございました。

齋藤委員　なぜ今のような質問をしたかという、かねがね思っているんですが、私は、この学校評議員という制度にかなり期待を寄せているんですね。やはり、これからの学校において、非常に必要な制度だと思っています。だから、今回の改正についても、私は、個人的にいい改正なんじゃないかなと思っておりますけれども、ちょっと心配しているのが、校長が推薦する、じゃあ、どうすればいいんだと言ったときに、例えば全く違う地域から、本市の学校へ異動してくる場合があるわけですね。いきなり、その校長に、地域の学校評議員を10名任命しろといっても、具体的に、どうしていったらいいのか路頭に迷っちゃうのではないのでしょうか。何となくそのあたりが形骸化してしまっている状況になってしまっているんじゃないかな、もう少し何とかうまい任命の仕方がないのかなということをかねがね思っているんですけれども、やっぱり、こんな方法しかないのでしょうか。

望月教育総務課長　評議員制度の基本は、言ってみれば校長の諮問機関ということだけではありませんけれども、校長が学校経営をする上で、地域とか、外部の意見を取り入れて、あるいはそれを受けて、学校経営をより地域に開かれたものにしようということで、校長の権限のもとに評議員制度をすすめていくということが、この制度の根幹だと考えております。したがって、やはり、校長が推薦していくという仕組みが、そういった制度の根幹からしても、適切だと思っています。確かに、外転でいらっしゃる校長先生からすれば、すぐに地域の状況がわからないということがありますけれども、それについては、当然評議員の任期が1年でございまして、年度末に終了するというので、前年度から一定程度用意をしていただいて引き継いでいただくという方法を、現状でもとっていただいていると解釈しているところございまして、その点については、その後、新たに赴任した校長先生が、より評議員制度の、校長先生の考え方によって、評議員の選任を変えていくという意味で、そういうことは、次の年度からおこなっていただきたいというふうには考えております。

石川教育長　御心配をいただいておりますけれども、かつて校長の人事って、3月23日だっ

たんですよ。非常に遅いんです。結局いろんな課題を積み残したまま、次の人とほんとうに形式的な引き継ぎしかなかったものですから、それを早目に内示をするようにと、例えば今年度で言うと、あさっての、3月3日にその内示をするというふうに随分早めたんです。それは、引き継ぎに十分時間をとりなさいということで、全部そのときに引き継ぎます。ですから、異動する校長でも、ほぼ意向は固めてあって、その辺のところを次の校長に申し送ると。だけれども、決定するのは次の校長ですから、それを受けて次の校長が考えるということになっていますので、そんなに心配することはないと思っています。

細野委員 人事のローテーションの話が多分あるんですね。校長、副校長、校長が5年、副校長が3年、両方とも新しい管理者だと、結構大変だと思いますよね。ただ、齋藤委員がおっしゃるように、そういう懸念があるんだけど、しかし、校長という職務というのは、経営者なんだから、そうしたら、一カ月もあれば、いろいろな情報をとったりとか、それは十分やらなきゃいけないし、それから、前任の校長との情報交換とか、あるいはローテーションのまだまだ残っている副校長がいたら、その副校長との情報交換があれば、1カ月あればできますよね。できないような校長先生だったら問題なんじゃないかということを、私は言いたい。

齋藤委員 よくそれもわかります。一つ私どうしても、ちょっとひっかかっているのは、私は、この教育委員になる前には、この制度の中で、地域の人間として参加させていただいていましたので、そのときの印象からすると、どうしても似たような方になってしまっているんですよ。今は随分変わってきたのかどうか、私も、職を辞してからもう2年たちますので、変わってきたのかどうかわからないんですが、少なくとも私が評議員をやらせていただいているときには、やっぱりちょっと形骸化されているなというイメージから脱せなかったなという感じがしています。学期に1回、どうしても規約に基づいて集まって、それなりの会議をやって、それなりに終わっていくという、何となくそんなイメージがあったんです。校長先生の、あるときはアドバイザーになり、バックアップしながら、また、あるときは校長先生に対してしっかりと、同じ地域の仲間として、校長先生に御意見が言えるような、ほんとうに生きた評議会になっていけばいいなと祈っているわけで、そのあたりをちょっと心配したものですから、質問をさせていただいたものです。

細野委員 そもそも評議員制度というのは何なのか。これは、校長が学校の経営者としてうまく機能するための補助手段なんですよ。だから、「校長が」なんです。校長に対してではな

くて、校長が、この評議員の意見をどうやって使うのか、活用するのか、そういう視点でやらないとだめなんです。その場合には、要するに職員会議の中で、いろいろ地域の問題なんかあるだろうと、あるいは学校の問題があるだろうと、それは、地域の知恵を借りましょと、校長が。そういう形で考えていかなきゃいけない。地域が協力しますから、校長に活用してくださいとは全然違う。そこのところをやっぱりはっきりさせないといけないと、私は思います。

小田原委員長　この改正については、おおむねよろしいと思うんですが、置かなければならないというのが前提としてあるわけで、今回は、学期に1回「ねばならぬ」というのを年3回以上「ねばならぬ」という形になるんですね。だから、だんだんと厳しいというのか、「ねばならぬ」が迫っていくような感じがするんだけど、細野委員のお話のように、校長がこれをどう生かしていくかというために置かれているものだから、校長がこれを、「ねばならぬ」ではなくて、学校のために、地域のために、子どもたちのために生かす、使っていくにしてほしいということを十分理解して、組み立てていていただきたいとと思います。

形骸化の話ですけれども、教育委員会も同じことで、市長の選任を議会が承認する、その形が、評議員も同じだと思うんですね。市長が云々じゃなくて、ここは教育委員会という行政委員会として、ここが主体性を持ってやっていくわけなんだけれども、学校評議員の場合には、校長が新しく来て、わからないという話があったり、細野委員がおっしゃるように、学校に1年いればわかるので、1年たったら子どもたちどうなるのだという話になりますから、それはもう、今1カ月という話がありましたけれども、1カ月でも遅いだろうと思います。例えば今、職員の皆さんは、1カ月、来たばかりだからわかりませんなどと言って市役所が勤まるかといったら、勤まらないはずですよ。1週間か3日は、だれがついていなければ困るけれども、市民が来たときには、私来たばかりですからわかりませんか、1年たってまた来て下さいみたいな話はやらないわけだから、校長だって同じだと考えていただかなくちゃならないと思いますけれどね。ですから、教育長もお話ありましたけれども、時間がないということならば、では、1カ月前に内示をしましょうと。人事はその日にならなきゃわからないと言うけれども、内示が出たら、そのつもりでやってくださいということですから、ぜひ、齋藤委員の心配のないような形で進めてほしいと思いますね。

それでは、よろしいですか。

ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第54号議案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって第54号議案については、ただいまの改正の方向で決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、追加日程の第55号議案 小学校心身障害学級の設置についてを議題に供します。

本案について、指導室から御説明願います。

小海学校教育部主幹 それでは、第55号議案 小学校心身障害学級の設置について御説明いたします。

平成18年度に、小学校2校に心身障害学級を設置いたします。設置する学校及び障害種別につきましては、八王子市立由井第三小学校に知的障害学級1学級、八王子市立由井第一小学校に情緒障害学級1学級を設置いたします。知的障害学級につきましては、固定学級、情緒障害学級につきましては、通級学級です。

開設日は、平成18年4月1日でございます。

設置理由ですけれども、心身障害学級対象児童は、引き続き増加が見られ、早期からの適切な指導を必要とする需要がまだ高いということがございます。そして、現在、小学校固定学級設置率は、20.6%、68校中14校でございます。広域な本市においては、児童の通学上の負担が大きいため、この緩和を目指すものでございます。

また、通級障害学級につきましては、七国小学校の在籍児童が急激な増加の状態になりまして、この緩和を目指しております。

情緒障害学級につきましては、南大沢小学校通級学級児童の増加により、飽和状態にございまして、この緩和を目指すものでございます。

この計画につきましては、八王子市心身障害学級整備計画に基づき、特別支援教育体制の拠点となる学級を整備するなどの理由が挙げられます。

設置につきましては、平成18年度予算960万円で2校の整備を予定しております。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑ございますか。

齋藤委員 これは、由井第三小学校と由井第一小学校という、ちょっと地域的に近いような感じがしますが、大きな理由はあるんですか。

石川教育長 由井第一小は打越中の隣ですね。

齋藤委員 そうでしたね。それで、この場所に設置するというのは、それなりにやっぱり理由があるのでしょうか、児童が、ここにやっぱり集中しているんですか。

小海学校教育部主幹 先ほどの説明で一応申し上げましたけれども、まず全体の中で身障学級を増やしていこうという中で、今後の特別支援教育体制を考えましても、やはり、ある程度、まだまだ増やしていく余地があるかなと思っています。そして、固定学級、知的障害学級につきましては、七国小学校が非常に今、急激な増加と先ほど申し上げましたけれども、現在28名で4学級を数えておりまして、こちらにつきましては、やっぱり飽和状態にございます。そうしたことから、多少なりとも緩和ということを目指しまして、隣接地域の由井第三小学校、こちらに設置をしたものです。

そして、由井第一小学校につきましては、通級学級の児童もやはり増えておりまして、南大沢小学校の通級児童が非常に増えていて、現段階で55名、6学級ということで、これは非常に大きいということで、あとは市内市街地にあります第三小学校、こちらについても、やはり通級児童が増えているんですね。そのために、緩和策ということになると、通級ですから、通いやすいところ。そうしますと、京王線沿線の駅から近いところということで、由井第一小学校を、そして、第三小学校と南大沢小学校の多少なりともやっぱり緩和できる地域を選びました。

以上です。

小田原委員長 言葉の上の説明は、そのとおりだろうとわかるんだけれども、その20%の設置率がどうなっていくって、この御説明の中に飽和状態とあるけれども、飽和というのは、どういうことを飽和と言うのか、それから、通学上の負担が大きいと言うけれども、負担というのは、どういうことを負担と言い、負担がどうすれば軽くなるかという資料をつけていれば助かるんですけれども。今の話を資料にすれば、見ただけで、ああ、そうですかとわかるわけだから、そういった資料をどこか前に示したことがありましたか。そういう形があれば、齋藤委員の心配は一挙に解決してしまうわけ。そういう資料をつけてくれれば。

55名の6学級が飽和と言えるわけですか。

小海学校教育部主幹 飽和と言えると思います。もう機能的には、学級の機能というのはちょっと難しいと考えます。

小田原委員長 教員をそこに入れられるとか、教室をつくるとかは言えないから、こういう形にするんだという話をしてほしいですね。

小海学校教育部主幹 まず南大沢小学校ですけれども、これ、今6学級と申し上げましたけれども、余裕教室をまず設置することが難しい部分がございます。そしてまた、仮に教室のスペースが確保できたとしても、先ほどの50名を超える児童がいるという中では、学級経営上、やはりある程度少人数、1学級は、一応通級は10名ということになっていきますけれども、その中でローテーションをつくるに当たりまして、学校現場のほうから、50名を超える数はやはり多いという声が聞こえておりますので、そちらについては、引き続き緩和策を考えていかなければならないなと思っています。

小田原委員長 僕が言っているのは、多いという声が出ていると言うけれども、多いか少ないかというのはどこで判断するかというのが必要だということなんです。南大沢小学校に児童が増えたのは、南大沢養護学園が多摩市のほうに行ってしまったからこっちに残ってしまったのかという予測が一つと、もう一つは、特別支援教育というのがあるわけでしょう。南大沢小は特別支援教育の拠点校にするわけで、そうするんだったら、規模が大きくなかった方がいいじゃないかと。大きくするのなら、そういうことをもっと支援すべきだという考え方もあるんだけれども、いや、そうじゃないんだと、特別支援教育の本来の形から言えば、そういう拠点となる学校をもう一つつくっていったほうがいいんだという考え方に立つのかと、そういうレベルの話として説明すべきじゃないんですか。

小海学校教育部主幹 特別支援の考え方というのは、やはりできるだけ地域を分散して、課題のある子をできるだけ近い地域で支援していくという形をとるべきだと思っております。そのために、特定の学校にあまり大規模に集中することは、やはり今後の特別支援教育に当たりまして、ちょっと問題があるかなと思っております。ですから、ここでは出ておりませんが、情緒障害学級、これは非常に子どもが増えておりますので、それは引き続きやっぱり増やしていきたいという考えがございます。固定学級についても、同様でございます。非常に今、固定学級、通級学級ともに、過去5年間、56%の増ということが出ておりますので、とまる傾向がまだ見えておりません。その中では、やはりできるだけ近い地域に

知的障害学級、そして、通級学級を増やしていきたいと考えております。

小田原委員長　　という御説明ですが、いかがでしょうか。

細野委員　　提案したいんですけども、こういう地理的な質問が出るときは、やっぱり地図を示して、どこに小学校があって、重点校はどこなのか、それから、地図上の距離ではだめなんですよ。道路とか、歩道がどう通っているとか、そういうこともちゃんと含めて説明してくださると、もっとよくわかると思います。ぜひ、地理的な配置というものに関しては、きちんと教えてください。これ、提案です。以降、必ずやってほしい。

小田原委員長　　ぜひ、説明資料に工夫をお願いしたいと思います。

齋藤委員　　自分自身の確認のためにも質問なんですけど、つまり、19年度から、いわゆる特別支援教室が始まる準備をしているわけで、すべての学校に障害のある方たちを受け入れていこうという意向ですよ。そうすると、養護学校は障害に重さがあると思うんですよ。養護学校があり、こういう固定学級があり、それで、いわゆる特別支援教室が各学校にあるというような、いわゆる障害の重さにおいて対応していくんだという考え方で、つまり、由井第三小学校に今度固定の知的障害の学級ができた場合に、その周りの学校からも、当然、その固定学級にちょうど適しているような障害の子がそこに通っていくという考え方でよろしいわけですね。

小海学校教育部主幹　　今、国や都が、最終的な姿、先日、去年の12月に国は、特別支援教育のあり方についての答申を示しましたが、まだ小・中学校の最終的な姿というのは示されていないんですね。その中で、引き続き例えば障害学級のあり方、教育の配置のあり方につきましては、引き続き検討するという形であります。それを受けまして、東京都のほうも、今までの心身障害教育から特別支援教育に移行するという最終的な姿をまだ示していただいていない。私どものほうは今、内部で情報をとっているというところですけども、そういう中で、齋藤委員がおっしゃられたとおり、養護学校があって、身障学級があって、普通学校に特別支援教室があるという、この姿が最終形かどうかというのは、もう少しやはり推移を見ていかないとわからない話ですけども、現行、少なくとも平成19年度においては、心身障害学級はなくなるなというところは今、考えているところです。そうしますと、できるだけ地域の核となる心身障害学級は、やはり、その最終的な姿が見えない間にできるだけ多く市内に設置することによって、特別支援教育がスムーズに進めていける要素になるのかなとは思っておりますので、心障学級については、今後も増やしていきたいとい

うような考え方です。ですから、心障学級が制度的に認められているうちは、つくっていき
たいと考えております。

齋藤委員　　ちょっとそこが心配だったんですね。やはり今、この話を聞いていて、19年
度からの特別支援教室の移行がどうなっているのかなというのはちょっと、自分自身の確認
を込めて質問したんですけれども、これは小海主幹を責めても、これはしょうがないことな
んだと思うんですが、ただ、19年度からのその特別支援教室の移行というのが、いまだは
っきりしていない、国の姿勢もはっきりしていない。そういった中で、こういう新しい、ま
た固定学級をつくっていく。19年度というのはすぐそこですね。19年4月から全部の
学校で特別支援教室が始まっていく。そんな中での、固定・通級の設置というものに対して、
ちょっと自分自身の中で、確認も込めて質問したんですが、今のお答えですと、また不安が
増してきちゃったような感じがするんですが、ほんとうに何かそのあたりのことをもう少し、
しっかりとした骨格というのを決めていかないと、何かいきあたりぱったりでとりあえずつ
くっていく、それでまだ2年後のことははっきりわかっていないというような感じがしてし
まってしょうがないんですね。そのあたりのことが心配でちょっと質問をさせていただい
たんですけれども、もっとしっかりとした姿勢というか、そういうものを、市教委だけでは
できないことなのかもしれないですけれども、早くその骨格を何とか上のほうでも決めても
らいたいですよね。このままじゃあ、大丈夫ですか、ほんとうに19年度。

小田原委員長　　お答えできますか。

小海学校教育部主幹　　やはり、国や都については、できるだけ早く最終的な姿を示してい
ただきたいというのが私どものほうの本心ですけれども、その中で、特別支援教育の最終的な
姿が見えないからといって、心障学級の設置がいきあたりぱったりというよりは、これを制
度があるうちに増やすことによって、必ず特別支援教育につなげていけるなど、その地域の
核になっていけるなど思っております。ですから、今のうちにたくさんつくっていくこと
によって、ゆくゆくよりよい特別支援教育が本市で展開できるんじゃないかと思っております。

川上委員　　システムですとか、年度によってどうなっていくかということをお話しにな
ったと思いますけれども、そうじゃなくて、今の心障学級に通う子どもたち、親御さんも通わ
せたい、通ってそこで教育を受けるという子どもたちにとっては、今現在のことから、
18年度だ、19年度とかと言っている問題じゃないと思うんです。飽和状態ということで
お話を聞きましたが、実はこの間、学校訪問をいたしまして、そういうのを目の当たりにし

てきたんですね。そういうクラスで中に入っている子、普通にやっている子、それから、そうじゃない子どもを擁していますけれども、その児童・生徒にとって一番いいところを考えていかなければいけないんです。それは、時期が、制度がこう来ているから、今ここでという問題ではないんじゃないかなと、ちょっと今感じましたけれども。ただ、もちろん、地域的なことですか、細野委員のおっしゃるような通学のことですかということ、やはり配慮する必要があると思います。

小海学校教育部主幹 川上委員のおっしゃるとおり、今現実にこういう支援というか、例えば支援教育を必要としている子は、やっぱり増えておりますし、これはほんとうに待たなしということですので、そういう、現在も増え続けている中で、やはり、こういう支援教育の場をできるだけ安定した状態で提供できるための整備を進めていくべきだなと思っております。

齋藤委員 川上委員のおっしゃることも、当然のこと、今待っている子どもたちが当然いるわけですから、そのためにやっていかなきゃならないのは、当然私も賛成です。それが今、小海主幹がおっしゃるように、これが特別支援教育につながっていくのであるのならば、もちろん、今つくっていかなくちゃならないことは当然だと思います。ただ、何か先の政策のことをちゃんと見通したやり方というのかな、そのあたりを、どうせやるならば、しっかりとしたものをつくってほしいなと思うし、これからもちょっと、19年度というのは、すぐそこには見えているわけですがけれども、随時また、いろいろと動きを御報告いただいて、検討していただきたいと思います。

小田原委員長 私は、齋藤委員の心配を解決していくためには、小海主幹が、国や都にはっきりした方向性を示してほしいというけれども、それを待つのではなくて、これ、待たずに出てこない、むしろ考えたほうがいいですよ。いろいろあちこちで言われている話を聞くと、だんだん後退していますから、当初掲げたものから考えますとね。3年たったら、500万円の補助は打ち切られると思いますよ。それがいきなり押し寄せてくるのか、じわじわとくるのか、そういう話だろうと思います。八王子市としては、特別支援教育実践の先端に立ったわけだから、八王子市としては、こういう心障学級をさらに広げていって、支援教育に、いつ来てもそれにスムーズに移行できるというその流れをつくっていく、描いておいて、これが一つですよと説明すれば、齋藤委員、極めて安心して御賛成いただけたはずだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

齋藤委員 全く別件で一つ。おととい私、民生児童委員のほうの研修に出て、障害者という字の「害」という字を平仮名にしようという話がこれから始まるというようなことをお伺いしたんですよ。もし、そういう動きがあるのならば、私も初めて聞いたんですね。なるほど、そうやっていくのかなと。もし、そういう動きがあるのならば、やっぱり教育委員会はいち早く取り入れていくというのかな、そういう姿勢も必要なのかなと。

小田原委員長 それは別件だから、別件ついでにお話ししますと、障害の「害」の字を平仮名にしたって、「がい」は「がい」なんですよ。だから、「がい」というのはどういう意味があるのかということを変えない限り、漢字で書くなという話だから、その趣旨に反するんですよ。そこら辺きちんと、どうなるかわかりませんよ、いいかげん平仮名になってしまうかもしれないけれども、これ、法律で決めるみたいな部分はありますからね。だけれども、言葉というのはそういうものだということで、あまりこだわらないほうがいい。これは、まったくの別件の話です。

では、第55号議案につきましては、いかがですか。

ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第55号議案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

それでは、いろいろ御意見ありましたけれども、ここできちんと考え方を整理していきながら、この心障学級設置を進めていただきたいと思います。このように決定いたします。

小田原委員長 次に、協議事項でございます。市立小・中学校における入学式「お祝いのことば」についてを議題に供します。

本件について、教育総務課から御説明願います。

望月教育総務課長 前回の定例会で卒業式のお祝いの言葉がございました。引き続き今回入学式ということで、小学校が4月6日、中学校が4月7日に挙行いたします。前回の定例会でもお話ありましたように、こちらのお祝いの言葉として、案文を用意させていただいておりますけれども、これにつきましては、祝辞を述べる職員が、これを全部型どおり読むということではなくて、場合によっては、原則こちらのほうを踏まえながら、少しその場の状況

で、学校に合ったようなものを追加したり、あるいは言い方を変えたりということも含めて、できるだけ心のこもったお祝いの言葉としようということを前提にして、こちらのほうの案文を、また、改めて御確認いただければと、御審議いただければと思います。

内容につきましては、おおむね昨年度同様でございますが、小学校につきましては、その構成は、まず初めに祝辞を述べまして、次に、学校生活での、小学校での生活での心構えを話をして、その後、小学校教育における目標と申しますか、基本方針と、家庭教育、保護者の役割、協力について、保護者に向けてお話をするという事です。それから、最後に結びという構成になっています。

中学校でございますが、中学校のほうも、冒頭お祝いの言葉を述べまして、次に、新入の中学生に対しまして、中学校教育の目標を心構えとして話して、次のところで、中学生のあり方を、このような学校生活を送ってほしいということ。最後に、保護者の理解と協力ということで、結びとなっております。中学の入学式につきましては、16年度と若干変更しております、17年度につきましては、学区の選択制を16年度から開始したところでございますけれども、2年目ということで、また、通学区域のことで学区が広がるということで、学区外から通学する生徒への見守りの要請を間に入れておりましたが、これも既に一般化していることですので、その部分については削除して、こちらのほうで、このような案文になったということでございます。

説明は、以上でございます。

小田原委員長　ただいまの教育総務課の説明につきまして、何か御質疑・御意見ございませんか。

齋藤委員　中学校のほうで、そういうふうになったというのは、先ほど望月課長から、おおむね昨年どおりだということがあったんですけども、そこ以外、例えば小学校のほうのお祝いの言葉が何かで具体的に変わったところはございますか。

望月教育総務課長　ありません。

齋藤委員　それだと、ちょっと私の発言がしっかりしていなかったのかもしれないんですが、昨年も私、同じようなことをちょっと発言させていただいたような気がするんですが、今、小学校のいわゆる登下校時のいろんな問題点など、非常に安全のことについて問題があるじゃないですか。私はこれ、去年なんかも読んでみて、その要素をちょっとつけ加えさせていただいたんですけども、ほんとうに新1年生なんて、まだきのうまで幼稚園児だったわけ

ですから、ほんとうに登校時、下校時、気をつけてくださいねというような言葉をちょっと入れたほうがいいんじゃないかなと思って、意見を言ったつもりではいたんですけども。つけ加えていいということですから、早目に読んで、個人的につけ加えます。ちょっと入れてほしかったなという感じがしました。

小田原委員長　いかがですか。全市的に触れていったほうがよいと考えるかどうか。どうでしょうね。全部で4枚と考えたときに、子どもたちに対して言っていることは、1枚目の真ん中から2枚目ですね。あとは、保護者と家庭。保護者に向かって言っている言葉は、先生方に対して、こういうふうに保護者に言っているんだから、先生方、いいかげんにできませんよということを言っているわけだよね。学校は決意していますという話になってくるわけだから、そういう流れの中で、子どもたちに向かって、学校へ行くときも、学校から帰るときも、安全に気をつけるなどと言ったってわからないから、知らないおじさんに声をかけられてたら云々と言うのか、そのあたりどうですか。川上委員だったら、何と言われますか。

川上委員　個々に任せればいいのではないかと。

小田原委員長　では、まあ、お任せするということでいいですか。

石川教育長　私は、この内容は、ほぼ、必要な部分は入っていると思っています。あとは、その人が、このことは必要だと思うことを挿入することは結構だし、これは削ったほうがいいなということならそれでもいい。あと、この文章をそのまま読んで味気ないですから、できるだけ自分の言葉にしてしゃべってもらいたいと思います。そのあたりは工夫をしていただければありがたいと思います。

それから、この場だけでいろんなことを言うわけじゃなくて、事前に入學説明会等でも、安全の問題だから、必ず言っていると思いますから、何もここで言わなくてもいいかなと思います。

小田原委員長　私は、教育委員会と言うわけだから、学校というのは、幼稚園、保育園と違って、今度はみんなで勉強する場だよということは、とにかくわからせてほしいんですよね。親に対しては、そういう場を学校として責任持つから、だから、学校に任せる部分は任せ、家庭で教育するところは教育してくださいよと、この2点をきちんと言っていれば、春の光がどうなのか、きょうはいい天気ですねと言うのか、そこら辺はお任せするというでいいと思うんですよね。教育委員会としての訓示だという性格で臨んでいけばいいんじゃないでしょうか。そうでなかったら、こういうあいさつは要らないと、僕は思っ

いる。私たちが前に出て、全員が行かなきゃいけないということじゃない、これを変えろとすればね。それぞれの言葉で話させろということであるのならば、御招待いただいた方が、そこへ行ってお話しする分にはいい、私たちが何も行くことではないということだと思っただけです。

よろしいですか。では、今の教育長のお話に沿った形でお祝いの言葉を、それぞれの工夫した言葉でお話ししていただきたいと思います。

川上委員 今の委員長の話、「訓示」とおっしゃいましたけれども、教育委員会としての話というのは、「お祝い」ではなくて、教育委員会はこういうふうにしますというところを述べるということですか。

小田原委員長 お祝いもありますけれども、お祝いを述べて、ついでにこういうところですよという話をすると、教育委員会の言葉として。

川上委員 お祝いという言葉、今まで八王子は使っていなかったらしいんですね。

小田原委員長 式次第に書かれているのは、学校によって違いますね。

望月教育総務課長 「告示」と書いてあるところもあります。

川上委員 お祝いのことばと書いてありますから、そう思っていました。

石川教育長 最後に「教育委員会」と言うんでしょう。だから、やっぱり教育委員として、言うべきことも言わなきゃいけない。

小田原委員長 設置者としてのお祝いのことばとあわせてですね。

それでは、ただいまのお祝いの言葉につきましては、よろしいですか。

協議事項は、以上で終わりということではよろしいですか。

小田原委員長 それでは、引き続きまして、報告事項となります。

教育総務課から順次御報告願います。

望月教育総務課長 お手元に資料が行っていると思いますが、平成17年度の八王子市教育委員会の表彰で、児童・生徒表彰、それから、社会体育・文化活動・ボランティア活動に対します表彰、大きく2つについての表彰につきまして、教育長において決定することにしておりますけれども、その内容について御報告するものでございます。

大きくは、前年度と比べまして、特に規定自体を変えたわけではございませんが、お手元の資料の第4条の第3号、一番下の丸になりますけれども、このところで、特に社会教育

社会体育活動の指導、伝統文化の継承またはボランティア活動や善行等ということで、学校に対して、地域でほんとうに地道に活動していただいている方について、特に注意をして、目を向けて推薦していただきたいということで、学校に対して推薦の依頼をいたしました。そうしたところ、地域ぐるみの安全対策の整備をしていこうという取り組みもございますけれども、そうした中で、非常に多くの推薦があったということが、今回の表彰の特徴となっております。

表彰の決定につきましては、審査会を昨日やっておりますけれども、本日の委員の御意向も踏まえまして、教育長のほうにおいて最終的に明日以降決定して、3月14日に表彰式のほうを行いたいと考えております。

具体的な中身につきまして、担当主査のほうから御説明をいたします。

小柳教育総務課主査　ただいまお配りしました厚目のものですが、表には要領がございます。1枚目は、児童・生徒の推薦要領になっておりまして、第3条が該当します。第3条第2号では、人命救助等のボランティア活動の推薦になります。第3条の第3号では、体育・文化部門での推薦になりました。

2枚目は、第4条の一般の表彰としまして、第2号では社会体育社会教育文化活動、第4条第3号は、その他ボランティア等ということで推薦依頼がついております。

具体的に附せんがついていると思うんですが、児童・生徒のうちのボランティアというところには、4件ほど推薦がございました。主にボランティア活動をしている団体、生徒会、ボランティア部、そして、人命救助が挙げられます。きのう、審査会の中では、4番目、鑑水中なんです、総合学習の中で、伝統芸能の継承をしているコースがあるといった取り組みをしているんですけども、年間を通じてやっているということもあるんですが、地域の方におはやしを指導していただき、地域の行事には出て行って披露していると。総合的な学習という中で、授業の中で取り組んでいるというところもありまして、これについては、今の段階では、ボランティア活動と人命救助が挙げられます。

2枚目につきましては、体育部門になります。児童の体育の附せんのところなんですけれども、全部で47件ほど挙がっております。重立ったところを御説明しますと、1番の十小の鳥屋部さんは、世界大会、これは自転車の競技ですけども、BMXで、フランス・パリの大会に出ております。その下、5番目のところでは、少林寺拳法で世界大会に出ている選手がいます。優秀賞をもらっております。8番目のところにある一中のバスケットボール部

が、全国大会に出ております。

あと、次のページ、右下に3番とありますけれども、3ページ目になります、こちらも、全国大会出場等ありまして、全国大会に出ているクラスが20件ほどございます。

続いて児童の文化のところになりまして、こちらも、基準が全国大会レベルの賞に入賞した団体が出ております。

以上、こちらは第3条関係、児童・生徒の表彰になります。

次に、一般の体育と附せんがあります。こちらのほうでは、第4条表彰の全国大会以上で優勝または入賞ということで上がっております。推薦が挙がった中で、6番と7番については、これは基準に満たない部分の推薦がありましたので、こちらについては都レベルの大会でしたので、基準に満たないということで審査しております。

次が、一般の文化でございます。こちらは、全国レベルのコンクールにつきましての入賞ということになりますので、こちらの推薦が挙がっております。

最後は、一般のボランティアということになります。先ほども、特徴のある推薦をいただきました各地域でのボランティア活動など全部で69件挙がっております。今いろいろ内容を含めて確認しているところでありましてけれども、継続的に年間を通じてということと、少なくとも、児童・生徒でもあるんですが、1年以上ということもありますので、その辺を加味して今、審査を行っております。

内容については、以上です。

小田原委員長 御報告は終わりました。

この件について何か御質疑・御意見ございますか。

これ、今審査中だということなんですね。だから、これ、決定ではないということですね。

小柳教育総務課主査 教育長決裁という位置づけになっております。

齋藤委員 素朴にちょっと、今、配られたので、私の間違いだったら御容赦いただきたいんですけども、これ、校長推薦がまずあるということですか。校長推薦が挙がったものについて、教育長が最終的な判断をします。審査会を通してだと思っておりますけれども、それでよろしいですか。

小柳教育総務課主査 基本的には学校推薦で、学校で承知している中体連なり、小体連の大会に出た選手を推薦代表です。それプラス中体連で全国大会、関東大会のリストがありますので、そちらももらって、そちらでのフォローもしておりますので、その段階で学校からの

推薦がない場合には、学校に再度確認をして、推薦という形をとっております。

小田原委員長 学校長だけじゃなくて、教育委員会なりの推薦もあるということによろしいですか。

小柳教育総務課主査 成績の情報を得まして、該当する子どもがおりましたら、学校には一応確認をして、学校からの推薦という形でやっております。

小田原委員長 じゃあ、校長の推薦がなければというのは、そのとおりということね。

望月教育総務課長 社会人の体育、それから、文化については、校長の推薦は特にありません。

小柳教育総務課主査 これは、生涯学習部からの推薦になっております。スポーツ振興課からの推薦、文化関係ですと、生涯学習総務課からの推薦になっております。

望月教育総務課長 もう一度言いますと、学校の児童・生徒、それから、学校関係のボランティアをやっていらっしゃる方、これは学校の推薦、それ以外の社会人などは、学校長の推薦ではもちろんございません、生涯学習部のほうからの推薦をいただいております。

齋藤委員 そうすると、ちょっと今素朴に思ったんですけれども、例えば最後に一般のボランティアがありますよね、一校区の地域にちょっと固まっているところもあるけれども、当然その地域ですごく頑張ってくださっている方々がたくさんいらっしゃるということはわかるんですけれども、同じようなボランティアを一生懸命やられている地域の方でも、いわゆる校長からの推薦がなければ、全く目にとどまらないという形になりますけれども、一応はね。そのあたりちょっと質問したかったんですけれども。

小田原委員長 もっと端的にお聞きして。

齋藤委員 ちょっと言いにくいところもありますけれども、平たく言ってしまえば、ほんとうに重みのある、せっかく一生懸命頑張ってくださっている方々を表彰するのであるのならば、八王子市が一生懸命評価してくれたんだという、ほんとうに励みになるものであってもらいたいという感じがするじゃないですか。それが、一つの地域の、一つの校長先生からたくさんの方が推薦されて、片方のところでは、同じようなボランティアを一生懸命やっても、全く日の当たらない方がいらっしゃったら、それでいいのかなという感じをちょっと思ったものですから、質問したわけなんですけれども。

小田原委員長 どうですか。

望月教育総務課長 特に区分で申し上げますと、こちらのボランティアの関係でございます

が、おおむねの基準、子どものほうもそうなんですが、年間を通じて特に献身的にやっただけだということ、学校に向けても、そういった形で推薦していただきたいということでお話をさせていただいています。ですから、なかには、ついこの間始めたという人については、審査会のほうでは、来年度ぐらいの対象にしようかなというのがありますけれども、そういうことで、一定程度年間を通じてという形で、今回、そういった事例を学校に向けて、こちらのほうから出しまして、そういう中で、予想外にといいますか、多くの学校で、やはり安全の取り組みについての、取り組みが過去から続いているということも背景にあったかと思えますけれども、推薦がたくさん来ているということがあります。ほとんどの学校で、そういった地域との結びつきをこれまで以上に進めておりますので、おおむね拳がってきているかなとは思っておりますが、それでも、もし校長のほうが、地域で日常的に献身的にやっておられる方を把握していないとすれば、それはある意味では大きな問題だと思います。そういう点で、そういう漏れはないとは思いますが、校長の責任というところも、おかしいですけれども、私どもとすると、そこで推薦していただくということがいいのではないかと考えているところです。

小田原委員長　私は、ボランティアをやっている方々だから、表彰されなかったから私は損をしたとかということはないと思うんですけど、団体で対象になっているのと、それから、それぞれの個人として校長が推薦しているのとの差がありますよね。それから、ほかの小学校では当たり前としてやっている事柄が、ほかの地域では非常に目立つ、顕著なことだからといって拳がってきているのと、もう当たり前になっちゃっているから、前からずっとやっているからというわけで拳がてこなかったと判断した校長がいるかもしれない。それは、先ほどの課長の話とは違う校長の判断なんですよ。問題にならない、問題にしてはいけない校長、拳がてこなかったのは問題だと言われたけれども、そうではなくて、見識が高いから、むしろ拳がてこなかったというのがあるわけですよ。それは課長が言うような問題じゃないわけですよ。その差は、ここに僕はあると思いますよ。もうあらわれていると思う、この推薦の中に、この拳げ方の中にね。だから、そこはどうするか。ちょっと今回初めてこういうのが出てきたから、しかも、社会体育の部分も出てきましたからね、難しいなと思います。ただ、先ほど最初に申し上げましたとおり、ボランティアの皆さん方だから、一々そんなことは言わないだろうと思いますけれどもね。

齋藤委員　全く私もおっしゃるとおり、これはもちろん、ボランティアですから、励みにな

ればいいことであって、別にこれ、表彰されたから、されないからということで活動がどうなる方々ではないと思うんですけども、ちょっと見た限りで、これからまた審査をするんでしょうけれども、清水小学校から個人の方が13名挙がっていらっしゃる。私の地域ですけれども、第三小学校から7名、中野北から今8名ですよね。私の地元の三小地区で活動している方なんか、個人的に知っている方がいらっしゃいますけれども、ほんとうに頭が下がりますよ。毎日やっていますから。雨が降っても何しても、必ず子どもたちを見守って、ほんとうにこの方は表彰してやるべきだなんて、今見て思うんですが、でも、もしかしたらほかの地区でも、同じようにやられている方がいらっしゃるかもしれないですよ、長いことやっている方で。

小田原委員長 いや、もしかしたらじゃなくて、あるんです、現実に、やっているわけですよ。

齋藤委員 それを校長が推薦してこない場合がある。

小田原委員長 なぜならばそれは、当たり前のことだから。今始まったことじゃないから、前の人たちのことも考えたら、ちょっとこれは推薦するものなのかなとなってくる話がたくさんあるんじゃないですか。僕は、たくさんあると思いますよ。挙げてこないのは問題だというふうな校長のとらえ方はできないと思う。それから、第六小学校は、団体として、一人一人挙げてこなくて13名と、初めての話じゃないわけですよ。だったら、私たちも、一人一人ずつやるのか、そこら辺どうですかという難しさがあると思います。

細野委員 僕、この表彰というのはすごくいいと思うんですけども、そもそも何で表彰するのかということまでさかのぼる必要がありますね。地域の皆さんが支えているんだから、それを教育委員会としては、やはり皆さんにお知らせしたいと。ただ、ことしは表彰されなかったかもしれないけれども、来年はされるかもしれないし、結局、そういうことだと思うんですね。そうすると、だれを選ぶかという、こういう選ばれた方々をどういう形で世の中に示して、効果がもっと上がるように、どういう形でPRしていくのか、そこのあたりをちょっと考えた方がいいですね。

望月教育総務課長 これは、当然ながら「はちおうじの教育」のほうにも名前を載せさせていただきたいと思います。それから、ホームページのほうでも、これは16年度の表彰についても、表彰の方の名前と、主な表彰理由を載せてあります。そういう形で考えておりますけれども、それ以外に考えていることは、特に個人として毎日安全のために、献身的にやっ

ていらっしゃる方というのは、まさにこの表彰規程にあるように、教育委員会が表彰するのは適当であると特に認める行為ということに、非常にふさわしい方だと考えておまして、そういった方については、特に、そういうことがわかるような形での広報といいますが、そういうことはしていきたいと思います。

あわせて、今考えておりますのは、こうした、特に毎日やっていたらいらっしゃる方以外に、今回の教育広報の3月号に、ここで出ました教育アンケートの結果、各地域の取り組みも紹介していく予定です。また、ホームページの掲載もあわせて行っていきたいと思います。表彰の内容についての、こういった方たちに、ほんとうに御尽力に対しては、そういった形でお示ししていきたいと考えています。

細野委員 わかりました。それで、出すときに、どういう目的でこれを選んだのか、選び方、透明性のある形にしましょうね。その上で、こういうものをお示ししていただきたい。表彰というのは非常に難しいと思います。そのあり方によっては、効果がないかもしれないし、あるいは評価が下がる場合もあるかもしれないですから。

川上委員 細野委員のおっしゃった逆効果ということもありますけれども、この表彰ということに関しては、個人の名前も挙がっていますけれども、その個人には了解をとるんですか。

望月教育総務課長 了解をとります。

川上委員 そうですか。では、中にはお断りになる方もいらっしゃいますね。ある考え方によれば、表彰されるんだったらやめますとう方もあるかもしれません。自分がしていることは、それこそボランティアだから。これは、ボランティアですから個人単位なんですよね。

石川教育長 ここには組織された団体と個人が混在して出てきているようです。本来、ボランティアなどというのは個人的にやるものだろうとは思いますが、今、八王子もそうなんですけれども、地域力というか、地域の連帯感みたいなものが非常に薄くなっているわけですよ。だから、学校としても、組織されたボランティアで、空白の時間をつくらぬような時間帯でパトロールなどしてもらえると、非常にありがたいわけですよ。そういう意味で、確かに個人を対象にすべきところなんですけれども、特に組織された、そういう集団も、特に表彰があると、我々とするありがたいなと。結局それもまた、地域住民の意識を高めていく、町おこしというんですか、そういう地域力を高めることになるので、そんな観点も、ぜひ取り入れてもらったほうがいいかなと思います。

小田原委員長 そういうお話がありますけれども、では、審査をしっかりとってもらうとい

うことですね。だから、ボランティアという言葉の使い方も問題になりますので、団体の場合にはボランティアじゃない分野、対象にすればいいわけでしょう。ボランティアという言葉ではなく、地域貢献の団体という形でやればいいわけだよね。社会善行とか、いろいろ表現はあるだろうけれども。

齋藤委員 要は、八王子は、これだけ学校数が多いわけですから、すべてのところまで事務局の方々が把握することは物理的に不可能なわけなんですから、その地域の方については、やはり基本的には校長推薦ということになっていくんでしょうから、そのあたりのところを、細野委員がおっしゃっているように、なるべく平等に、落ちのないように推薦いただくようお願いしていくということが、具体的な方法なのかなとは思いますが。そこら辺の趣旨がきちんと伝わっているかどうかというところは、一つ問題になるかと思うんですよ。その来た連絡を、重く受けとめる校長と、まあ、いいかと判断してしまう校長によって、せっかく頑張っている方がいらっしゃっても、陽の目を見ないということになっていくと、しっかりそのあたりのところを学校長に伝えていってもらって、やはり、一生懸命協力して下さっている地域の方々は、しっかり見落としがないようにしていくということが、具体的な方法なんじゃないでしょうか。

望月教育総務課長 補足でご説明いたします。特に、ボランティア関係につきましては、昨年の表彰で、学校に推薦をお願いしておりますが、その前段として、小中校長連絡会におきましても、安全対策の取り組みの中で、特に地域における取り組みを献身的にやっていたらっしゃる方について、やっぱり行政として、きちんとしたお礼ですとか、それから、活動についての評価をしていくということに取り組んでいきたいんで、ぜひ安全対策の取り組みとしても、重要な意味を持っているのでということで、この通知とは別に説明はさせていただいておりますので、多くの校長のは、そういう趣旨で受けとめておりますし、それから、地域からも、この表彰をするということについて、地域の方から、今まで地域でほんとうに一人こつこつとやっていたらっしゃって、地域のほうではわかってはいたけれども、行政のほうから声がかからなかったということに対して、こういった推薦の基準を決めてやるということについて、わざわざ来庁して感謝していただいたというような経過もございまして、そのことで、教育長からお話がありましたように、地域活動として、ずっと広がりを持っていければいいかなとは思っております。

小田原委員長 あと、付け加えてなんですが、八王子は広い地域だから事務局はとても把握

しきれないですねといった齋藤委員の発言に対しては、事務局としては、いや、十分把握していますと言わなきゃいけないんじゃないですか。

石川教育長　そうですね。今後も十分に連携をしてやっていきますので。

小田原委員長　その上で、審査に当たる。挙がってきたものだけを審査するわけではありませんということをお願いします。

そういうことで、この要領に従って表彰をします。これは、教育長決定ということで最終的に処理させていただくということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　では、そのようによろしくお願いいたします。

では、引き続いて、スポーツ振興課から御報告願います。

山本スポーツ振興課長　資料はございません、口頭での報告となります。先日、後になってしまいました。2月26日に、第56回の夢街道駅伝大会が開催されました。皆さん方の御支援ありがとうございました。

358チームのエントリーがあったんですが、参加いただいたのは、雨のせいもありまして、323チームでございました。323チームでも、昨年度参加したのは277でしたので、大分多く、最多の出場数ということになっております。

競技のほうでは、スタートしてから約50分、49分06秒ということで、中学生の男子がトップでありました。これは、一般とか大学に比べて、5キロほど距離が短いということから、中学生のほうは早く帰ってくるんですが、中学生は、男子が四中、女子も四中ということで、四中が両方優勝いたしました。

また、優勝旗を授与しているのは、一般男子に対して授与しているわけですが、そのチームについては、昨年は八王子走友会がとったんですが、ことしは法政大学のOBがとりまして、走友会を2分以上引き離れた形でゴールしております。また、その一般の法政OBよりも、1分くらい早く大学男子のチームは帰ってきておりまして、ことしは国土館と法政大学が力を入れて走っていただきまして、その2つの大学がデッドヒートを繰り広げまして、ゴールのときには、法政が2チームでしたが、その差が2秒、その5秒後に国土館がゴールするというような熾烈な戦いを、雨の中で繰り広げていただきました。

すべって、ちょっとすり傷が出たというような選手も何人かおりましたけれども、全体的にはほとんど事故もない中での開催でございました。ほんとうに御協力ありがとうございました。

した。

以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課からの報告は以上でございます。

何か御質疑ございませんか。

齋藤委員 ほんとうに雨の中、御苦労さまでございました。すごい雨だったものですから、大変だったと思いますけれども、この夢街道駅伝が国道20号を走るようになって、もう5年になりますか。それで、これからの進んでいく方向性というのか、そのあたりをお聞きしたいんですけれども、これ、確か記録会みたいなものも、もちろん、兼ねているんですよね。何を聞きたいかという、例えば青梅駅伝なんか、記録会的な要素と、あまり記録にこだわらずにお祭りの要素とがあって、非常に全国的にも注目を浴びているようなイベントになっているんですけれども、この夢街道駅伝は今後、どんなふうに位置づけていますか。やはり、青梅マラソンみたいに、町おこし的な、お祭りのなものにしていくのか、一般の参加の方々が、今のところは非常に記録会的なものとして参加するチームが多いようですけれども、その記録よりも楽しむことで参加しているようなチームがエントリーしていったときに、受け入れ体制は、今でもそういうのを受け入れていらっしゃるんですか。

山本スポーツ振興課長 実際のところ、国道20号、甲州街道を走るということがありますので、交通規制の関係もありまして、時間が限られております。現在も10時スタートして、12時にはもう走者がいなくなるような体制を整えるということをおっしゃっております。そんな中で、1人の平均時間が5キロを22分30秒というような制限時間内で走る方に走っていただくようにという条件をつけておりますので、仮装行列的な方々が入るようなものはできないと、そのように思っております。やはり市街地へ持ってきて、沿道商店街、あるいは沿道の活性化ということも視野に入れて進めておりますので、記録と沿道の活性化と、その2点を目標にした大会を続けていくことになるかと考えております。

小田原委員長 そのほか、何かございませんか。

では、寒い雨の中、大変関係の皆様にはありがとうございました。また来年の活躍を選手諸君の皆様にも期待しておりますので、なお一層のお励みを期待いたします。

それでは、ほかに御報告ございますか。

坂本学校教育部長 何件かございます。

小田原委員長 では、教育総務課から。

望月教育総務課長 学校教育部長が施設整備課長の療養休暇によって、施設整備課長事務取扱をしておりましたけれども、2月27日に、施設整備課長が職場のほうに復帰いたしましたので、事務取扱を解くという事務処理を教育長が行いましたので、御報告いたします。

以上でございます。

小田原委員長 施設整備課長、大丈夫ですか。

穂坂施設整備課長 御迷惑をおかけしました。

小田原委員長 無理してということではございませんか。

穂坂施設整備課長 自宅のほうでも療養させていただきましたので、今後、御迷惑をかけないようにいたします。

小田原委員長 大丈夫ですか。どうぞ御養生されながら、お励みいただきたいと思います。

では、引き続いて学事課から。

小泉学事課長 私のほうから、中学校日本語学級の設置につきまして、現在の進捗状況を御説明させていただきます。

現在、来日外国人で、市立小学校に在籍している児童につきましては、日本語の能力が不十分な子どもにつきましては、第六小学校にあります日本語学級、通級学級でございますけれども、こちらのほうで日本語の習得の授業を行うことで対応しているところでございます。

一方、日本語指導が必要となっている外国籍の中学校の生徒につきましては、現在中学校に日本語学級が設置されておりませんので、これにかわる指導上の対応といたしまして、教育センターで行っております巡回指導、あるいは学事課のほうで全体対応をしておりますけれども、「日本語指導員」と言っていますけれども、臨時職員として語学に堪能な方を学校に派遣いたしまして、その対象となる児童に対して指導を行っておりますが、この時間を延長するというので、現在対応しております。

しかしながら、最近の傾向といたしまして、中学生の学齢に達した外国人の入国が非常に増えております。こういったことから、小学生を対象の第六小学校の日本語学級と同様に、中学生を対象にした日本語学級の設置を求める現場からの声、いろいろ、そういう要望が高まっておりまして、行政としても、その設置が必要と認識をしていたところでございます。

日本語学級の設置は、通常の学級編制と同じように、東京都の同意が必要でございますので、私ども学事課のほうで、同意に必要な学級編制基準、これが1クラス10人という基準がございます。この10名という通級対象児童が確保できるかどうかというところを調査い

たしましたところ、これをクリアできるという見込みが立ちましたので、18年度設置に向けて、学級編制事務手続も含めまして、現在設置の準備を進めております。A4の資料1枚のところをごらんいただきたいと思います。

設置校につきましては、交通アクセス等を含めまして諸条件を勘案した中で、打越中学校を予定しております。

次に、通級予定生徒数でございますけれども、現在私どもで把握している予定生徒数は20名ということでございまして、実は東京都の日本語学級は、学級編制基準というのは20名でございます。最低10名で、20名が1クラスのいわゆる定員といいましょうか、学級編制上の基準になっておりますので、現在20名ということは、今後3月中に、年度末中に増えた場合、21になった場合には、2学級の開設ということが、可能性としてございます。現状で20名ということでございます。

それから、学年別、母語別の内訳につきましては、資料に記載してありますとおりでございます。

それから、今後の予定でございますけれども、市教委といたしまして、設置の意思決定につきましては、通級生徒数がほぼ確定する時点ということで、次回の3月22日の定例会で議案上程をさせていただきますして、審議の上、御決定をいただきたいと考えております。その後、4月1日に生徒数、学級数が確定いたしまして、4月の上旬に東京都へ協議書を提出し、同意を得て、学級編制の手続が完了するという格好になりまして、開設ということになります。このまま学級が円滑にスタートできますように、市教委・設置予定校で連絡を密にしながら、開設に向けて進めていきたいと考えております。

日本語学級設置についての現況については、以上でございます。

次に、前回の教育委員会定例会のほうで、齋藤委員から御指摘のございました元気フォーラムでいただきました件、要望に対する市教委の考え方について、もう少しわかりやすくということがございましたので、お話ししたいと思うんですが、大きくは2点ほどございますが、1点は、18年度の開設予算が85万8,000円というのは、いささか少な過ぎるのではないかというような御意見が出ておりました。これは、教員1クラス2名ということで一応配置される予定なんですけれども、この教員の人件費は、東京都で負担いたしますので、それ以外に開設に必要な費用、備品、図書類、消耗品、こういったものの購入経費として計上してありまして、これは、平成13年度に開設した第六小学校の日本語学級、ここを開設

するときに必要だった経費、これを参考にして予算計上させていただきまして、そこで出ました85万8,000円を予算化したということでございます。今後、開設後どうしても不足する経費、あるいはどうしても必要な経費が新たに発生した場合は、可能な限り弾力的に対応していきたいと考えております。

それから、2点目なんですが、開設する日本語学級に教科支援クラスの併設をということで、ただ日本語を指導するだけでなく、中学生の場合、受験を控えているので、そういう教科の支援というものをするためのクラスを編制すべきだというような御意見がございました。それとあわせて、ボランティアが入っていけるような物理的なスペースの確保もというような御意見、御要望でございました。

市教委といたしましては、現在、中学校の日本語学級に教科支援クラスの併設設置ということは考えておりませんが、中学生ですので、教科支援というのは必要なことだという認識は持っておりますので、これから開設いたします日本語学級の中で、可能な範囲でできる限りの支援をしていくのが一つと、それから、原籍校、これは通級学級ですので、籍は原籍校になるわけですが、この原籍校のほうでも、日本語学級と情報交換、その生徒に対する指導上の情報交換、そういう連絡を密にしながら、先ほど言いました教育センターでやっています巡回指導、あるいはボランティアの方々の協力をいただく中で、できる限り対応していくということで、日本語学級と原籍校、両輪といたしまししょうか、両方が連携をしながら、教科支援のほうも、できるだけ範囲でやっていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後開設に合わせまして教員が、1クラスといたしますと2名配置されますので、この教員と設置校、それから、市教委、こういったところが連携をとりながら、個々の生徒に適した指導ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

一応、1月18日の元気フォーラムで、この日本語指導で出てきた、私どもと関連したところはこの2点だと理解しておりまして、現状、市教委の考え方を今御説明させていただきました。

私のほうからは、以上でございます。

齋藤委員　日本語学級の件は、以前からいろいろと出ていた問題であったわけですが、予算はわずか85万8,000円、されど85万8,000円かなという、すごく大きな一歩がスタートするんじゃないかなという形では、私は、大きな一歩だととらえて、喜んでいません、個人的には。ただ、先ほどの説明の中で、私、ちょっとひっかかるのは、結局が東京都

の設置基準に従ってというような形になっちゃうじゃないですか、どうしても説明が。そこでどうしても疑問なんですけれども、例えば東京都の設置基準で10名というラインがあって、その人数ということを考えると、それは、地域性によっては、八王子はこれだけ広い町で、中学校だけでも38校、高尾山学園を入れると39校もある中で、そういう比率も無視して、とにかく10人だということになっていくと、例えば日野市なんかは中学校が9校しかない中での10名と、本市のように39校ある中学校の中での10名というのは全く比較にならないんじゃないか、もっと地域性というものを考えていかなきゃならないんじゃないかなと。東京都の基準というのが、私は詳しくはまだちょっと、すみません、勉強不足でありますけれども、何かそれに縛られ過ぎてしまっているというところが、ちょっと無念だなという感じがするんですね。八王子市教育委員会としての独自性というものも求められてくるんじゃないでしょうか。

市長もよくあいさつの中で、八王子市には8,000名からの外国人の方がいらっしゃってということ、どちらかというと誇らしげに、国際化になってきているという形をおっしゃっていらっしゃるんですから、そのこのところのやはり児童・生徒たちの対応というものは、市独自のものが求められてくるんじゃないかなと思うんですけれども、どうしてもやっぱり東京都の設置基準にこだわらないと、どうにもならないものなんですか。

小泉学事課長 おっしゃるとおり、これは学級編制上の問題でございまして、日本語学級も、心障学級も、あるいは普通学級も、同じスタンスで、いわゆる東京都の同意を得るとのこと、その手続を経て学級が開設できて、教員が正式に張りついて、当市でその人件費が賄われるというシステムは、日本語学級であっても、普通学級であっても、事情は全く同じということで、たまたま普通学級は40名という基準があって、日本語学級の場合には1クラスが20名ということになっております。この基準は、市教委としては、それは守らざるを得ないという規程であると。それから、10名というのは、開設するのに最低必要な人数の10名ですので、委員がおっしゃるようなことであれば、例えばそれを5名でも開けばいいんじゃないかとか、3名でもどうかとか、そういう御意見はあろうかと思うんですけれども、東京都は10名。9名ではだめだと、9名では同意をしないという中で、東京都がもっと柔軟な考え方を持てば、10名を9名、8名にする、7名にする、5名にすると、そういうことはあり得るとは考えます。現状こういう要綱なり、基準がございまして、これを遵守せざるを得ないというのが、現状、八王子市のほうのスタンスでございます。

日本語学級も一つの外国人の指導の対応なんですけれども、それ以外に例えば現在やっておりますのは、学事課のほうで登録している指導員がおりまして、この指導員が直接学校に行って、その指導を必要としている子どもに対して、いわゆるマン・ツー・マンの形で指導をします。この方は、母国語ができる。例えば韓国人であれば、韓国語ができる方を派遣してサポートするというようなこともやっております。そういう日本語だけの日と、それ以外の、そういう指導体制というものを並行して実施する中で対応しております。

その中で、日本語学級の開設につきましては、東京都のほうの基準に従って対応しているというのが、実情でございます。

齋藤委員 わかりました。そうすると、八王子市はこれからまだまだ増えてくる可能性がありますけれども、これが20人が40人になり、60人になってくると、東京都の設置基準に従ってクラスも増えてくる可能性がある、その基準に従えばこれは増えてくるということではないですか。

もう1点、先ほどの話の中に、教科支援という問題が出てきて、質問の中にも出てきましたけれども、ただ日本語だけを教えている、日本語をまず教えるんだというスタンスから、各教科を一生懸命支援していかなくちゃならないという動きが出ているわけですが、今のところ八王子の市教委としては考えていないというようなお答えで、あとはいわゆる現場サイドの努力にお任せしようかというような回答のように私は聞き取ったんですけれども、いたし方ないところなのかもしれませんけれども、何とかもう少し市教委として、そのあたりをバックアップできるような、具体的な方策みたいなものはないんですか。

小泉学事課長 この日本語学級につきましては、東京都の話ばかりで恐縮なんですけど、目的が、第一義的には日本語の習得ということが前提になっております。

今、ご説明させていただきましたように、中学生は小学生と違いますので、目の前に受験がありますので、そういうことで、日本語指導ができて、それから、教科の勉強をさせればいいじゃないかということでは、時間的にも、物理的にも無理なんです。それは、私どもも承知しているんですが、そういう中では、今言ったような日本語学級では、日本語指導とあわせた形で、できる範囲で教科のほうの指導も受け持っていくと。それは、日本語学級だけでは、基本的に今までの目安で行きますと、週2回通級の1日2時間ということが目安になっていますので、原籍校で授業がありますから、日本語学級でそれを全部、役割を賄うということは難しい。ただ、原籍校の指導の中でも、教科支援というのは当然必要ですし、日

本語学級も、それは原籍校でやるべきものだから、日本語学級はやらないよということではなくて、両方がタイアップしながら、教科支援のほうにも取り組んでいくということで、元氣フォーラムでいただきました、正式日本語学級に教科支援というようなクラスを設置して、そこでどうこうというようなことは、なかなか現状では難しいのかなと。将来的な課題としてはとらえるべきと思うんですけども、現状は非常に難しいのではと思っております。

細野委員　　すごく、これ、大事だと思って、多分、八王子は、これから企業とか、そういうものを誘致するときに、外国の人を入れるということは、進んでいくと思うんですね。そのときに、こういう日本語学級を設置するというのも大事なんだけど、逆に言うと、各学校で放課後に日本語の指導をしてくれるとか、カウンセリングに乗るとか、そういう人たちが、逆に大事なのもかもしれない。そうすると、教育委員会だけで全部それを手当てするというよりも、八王子の中に21の大学があるんだから、その大学をどうやって使うかと、そういうシステムづくりというのを少しやったほうがいいのかもありませんね。学校には、ある程度ボランティアの方々もいらっしゃるわけでしょう。彼らのネットワークは結構大きいので、それをどうやって使うか、逆に言うと、彼らから知恵をもらうというほうがいいのかもありません。そういうことも、少し考えてほしい。

小泉学事課長　　後段にでましたボランティアの方々なんですけど、今も実際に日本語の不十分な方に対しまして、学校教育のほうに入っていて、こういう支援をしていただいているということで、今後も、日本語学級が開設されても、そういうボランティアの方々の御協力というのは、不可欠のかなと考えております。

それから、学校での取り組み、カリキュラムの中で、今、委員もおっしゃったような放課後の講習とか、そういうところで支援をしていくというようなところは必要なことだとは認識しております。

細野委員　　だから、齋藤委員も言ったように、予算が80万円ぐらいしかないんだから、それのできることで、限られているわけですよ。そうしたら、いかにして機動的にボランティアの人たちとか、大学のネットワークを使うかということを考えてほしい。ほんとうだったら、そのデータを欲しい、どこまで皆さんが把握しているか。次回、もしあれだったら、それを出してほしい。

石川教育長　　その辺の問題については、今、考えている人材バンクに期待しているんですよ。そこでやっぱり大事なものは、いろんなグループのネットワーク化だとか、新たな登録者

を集めて、コーディネートすることなんだと思うんですよ。ボランティア登録をした人たちだって、いろんな希望があるわけですね。この日じゃなきゃだめだという人たちだってたくさんいるでしょうし、そういうのをうまくコーディネートする人がいれば、かなり、これは有効に働くかなと思っていますので、私は、今年度、いろんなところで言っているんですが、予算は小さいけれども、人材バンクというのは、ものすごく大きな期待を持たれているし、また、それにこたえなきゃいけないんじゃないかなという意味でも、指導室には、その辺を随分前からお願いをしているところなんです。

細野委員 ネットワーク多摩のほうも、学生教育ボランティアというのがあって、交通費を出していましたかね。

坂本学校教育部長 平成17年度までは出ております。18年度からは、少し難しい。

細野委員 出なくなったんですね。だから、こういうものって、すごく大事なんですよ。国際化というのを市長は言っているんだけど、それが実を結ぶかどうか、これが一番大事なところですね。これはもう重点政策にしてもいいと思います。ただし、お金をいかにかけないようにしてこれを機能的にするかという、頭を絞ってほしい。そのために、次回でなくてもいいですけども、どういうボランティアを動員できて、これを指導するような人たちをどれくらい集められるものか、それを出してほしい。だから、理想的には、2校か3校に1つずつこういうクラスがあってもいいはずなんです。それはもう外国じゃ、当たり前の話なんです。それを効果的にやるとか、そういうことができるように、八王子は絶対これに取り組むべきだと思う。お金をかけないようにやってほしい。八王子には21の大学があるんだから、それをどうやって活用するかということを考えてほしいと思います。

齋藤委員 ネットワーク多摩の中心的な人物の細野委員の御意見は、すごく力強いと思うんですよ。私も、ちょっと最後に言わせていただきたかったのは、先ほどの話の中でも、教科支援のことなんかも、「できる限り」という答弁というのは、それこそできる限りやめてもらいたいんですよ。つまり、具体的にどうしていくのかというところを考えていく必要があると思うんですよ。せっかく今、こうやって大学の協力が得られそうで、また、教育長の言うような人材バンクというようなこともあるのならば、今後それをどう具体的にやっていって、支援していくのかということ、ぜひ目にわかるように提示していただければと思います。抽象的なところじゃなくて、ほんとうに具体案で進んでいけたらいいなと思います。

それから、ちょっと1点、元気フォーラムは、たまたま私、時間があって見に行ったので、このことにこだわっているいろいろな意見を言いましたので、こういう資料を出していただいたんですが、ちょっと誤解があったのかどうか分からないんですが、いわゆるテープ起こしのような、全部筆記を提示していただきたいというようなつもりは全くなかったんです。やはり、いつも川上委員がおっしゃっているように、紙のむだ遣いもありますから、こういう一字一句のテープ起こしのようなものではなくて、こういう質問に対してこのように答えたんだという端的なまとめ方があると思うんですよね。それで、この元気フォーラムのことだけではなくて、年間を通して、いろいろと市長が出て、いろんなことを教育委員会に関して言ったような発言があった場合には、こういうところでこういう発言があって、それについてこういう取り組みであるというようなところをわかるような資料が欲しい。そういう意味で言ったわけで、ちょっとこれだけ細かい資料を見せられると、ここまで私は求めていなかったわけで、ちょっと誤解があるようであるのならば、今後はもう少しわかりやすいというか、こういう質問に対して、こう答えているんだという要点のわかる資料の提示をお願いしたいと思います。大変御苦労だと思うんですが、ぜひよろしく願いいたします。

小田原委員長　いろいろな御質疑・御意見が出ましたけれども、日本語学級の設置は、これは課長のお話のように、東京都の設置基準があって、その同意が得られなければ、できないわけですね。この問題は、特に都内のほうの外国人が多い区では、もう平成8年ころから問題になっていたわけで、ところが、なかなかそれに対応できなかったのは、日本語学級の担任のできる先生が少ないということが背景にあったと。そういう先生方を、異動基準というものがあるから異動させなければならないということもあって、かなり深刻な問題であったと、私は思っているんですね。

さて、じゃあ、八王子でといったときに、そういう先生方を充てられるかどうかという問題がやはりあるだろうと思います。それを今、皆さん、お話のあったように、ボランティア、あるいは支援する人たちによって支えていく体制がとれるかどうかということだと思いますので、おしまいに、齋藤委員から、非常に難しい、大変な問題が出されたわけだけれども、学事課は簡単に「はい」と言っていますけれども、大丈夫ですか。次回までとは言わないと言ったけれども、言わないというのは、次回だと言っているわけですから、できれば出してほしいということなんですが、齋藤委員の話にしても、これをそのまま読んでいく、これ、一番わかりやすいわけ、そのままなんだから。ところが、齋藤委員の言っているのは、これ

をこの場で見て読むのはなかなか大変だから、もうちょっとわかるように要約してよという要求をしているわけだから、そんな時間はありませんと言ったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、どうなんですか。

議会の報告についても、齋藤委員と同じようなことを申し上げているわけなんですけど、これ、実際コンパクトに要約する、まとめるのは大変な作業だと思いますが、いい御返事がありましたので、あわせてお願い申し上げます。

では、ただいまの日本語学級については、その方向で、そう進めていただくというふうにお願いしたいと思います。

では、引き続き生涯学習総務課のほうからお願いします。

米山生涯学習総務課長　それでは、包括外部監査報告及び同報告に基づく対応方針について報告いたします。お手元にある、包括外部監査概要版に基づき御説明いたします。

実は平成18年1月12日付で、木下包括外部監査人から、包括外部監査の結果の報告が提出されました。私ども部には、13日付で、詳しい内容について手元に届いたところです。その対応については、かなり検討をして、中間で方向性、あるいは検討した結果を、きょう、御報告させていただきます。

まずその前に、包括外部監査になった公の施設の管理運営についてということで、どこの施設がなったという場所ですけれども、一つは市民部の斎場・霊園事務所、もう一つは健康福祉部東浅川保健福祉センター、それから、私ども生涯学習スポーツ部のスポーツ振興課所管の富士森野球場、富士森テニスコート、陸上競技場、体育館、こども科学館の5施設が調査対象になりました。それから、本調査の目的でございますけれども、概要版の1ページに選定理由が書いてございます。厳しい財政状況の中で、管理運営経費が多額であり、管理運営の効率化と、その有効活用が求められている。公の施設にかかわる財務事務の適正な執行、あるいは管理運営の効果的、効率的など、外部の視点で監査することが有意義であると考えて、今回の5施設が該当しました。

包括外部監査の着眼点ですけれども、行政コスト計算書による管理運営上のコスト、事業自体の必要性の検討、市が管理する必要性の検討、管理運営のあり方について検討、下にフローチャートがございますけれども、最終的に指定管理者制度、あるいは事業の廃止、民間譲渡というところも議論したということになっております。

次ページです。そこに、今の5施設についての、指摘事項となった主な内容でございます。

まず職員等のシフト体制の見直し、業務の効率化を図る必要があるという指摘がございました。あと、料金体系の見直しが必要である。あと、業務の効率化のために外部委託し、一般職員の有効な人材の検討、あるいは利用者数、利用率等の目標指標と目標値を設置する必要があります。それから、団体利用者の利用時間・曜日が固定的という中から、公平性の点から、相当な負担を求めるべきという。あと、運営協議会については、あり方を検討する必要があります。あるいは、施設のスペースの有効活用がされていない等の指摘が、主な内容でございます。

それでは、スポーツ振興課所管分から、スポーツ振興課長、あるいは各館長から、逐次、指摘事項の主な点について御説明させていただきたいと思います。

山本スポーツ振興課長 お手元のA4の横になっている表を見ていただければと思います。

一番上のページから3ページ目まで、上が陸上競技場、次がテニスコート、3番目が野球場ということで、3つの施設、富士森公園にございます屋外運動施設がすべて対象ということで、今回監査がございました。

指摘された内容については、3つの施設、ほとんど同じでございます。野球場の部分で見ていただきますと、まずは指摘事項の番号1番が、指摘事項として、業務の効率化を図るべきである。5番の指摘事項は、利用数の年間目標を設けていない。目標指標と目標値を設定する必要があります。また、6番目の指摘事項で、これは使用料金体系の見直しが必要であると。7番目にまた指摘がございましたが、業務の効率化のためには、外部委託を推進し、一般職員の有効な人材活用を検討するべきであると。

指摘されている部分は、以上の4つの部分でございます。ほかの陸上競技場やテニスコートについてもほとんど同じでございますので、それぞれの指摘事項について、野球場の紙面で説明をさせていただきますと、右側の改善に向けての取り組み方針、または改善策でございますが、業務の効率化に向けての改善策としましては、スポーツ振興課と体育館事務所の統合を現在進めておりますが、その進める中で、業務の効率化を推進していく。また、現業職員が7名いるわけですが、その現業職員については、行財政改革というのを全市的に展開していく中で、19年度に補修センターとの統合をしようという考え方がございますので、その方向で、公園課とともに検討していく、そんな考え方でございます。

次に指摘されております利用数の年間目標や、目標値でございますが、これにつきましては、例えばテニスコートの場合は、もう90%を超えている利用率等ありまして、なかなか

そこでどのような設定をするか難しいんですけども、施設それぞれに検討しまして、目標値を設定していきたいと考えております。

次に指摘されております使用料金の見直しでございますが、これは、市外の利用者の割り増し料金というのは、現在市外利用者の料金は特に取っておりません。すべて市民と同じということで使用料を設定しておりますので、そういうものを含めて屋外運動施設全体で見直しを行っていききたいと考えておりますが、これは全庁的な問題でもございますので、全庁的に展開するという事になっております使用料のあり方検討会で検討していこうということです。

4番目となりますが、欄にあります業務委託の状況と。この業務委託につきましては、指定管理者の導入や、市民団体との協働など、施設レベルや利用対象に合わせた管理方法を取り入れ、業務の効率化を図っていこうと、そういう考え方であります。

以上が、スポーツ振興課が関係しております、今回の指摘事項でございます。

意見等につきましては、それぞれ、こちらに改善策等書いてございますので、指摘事項だけを説明させていただいております。

以上でございます。

福田生涯学習スポーツ部主幹 続いて市民体育館の関係について説明をさせていただきます。

まず番号1番になりますけれども、シフト体制を見直し、効率化を図る必要があるということでございますが、現在、スポーツ振興課との統合を踏まえての人員整理を検討しているところでございまして、それに合わせて人員の整理・検討を行っていききたいということでございます。

2点目といたしまして、利用数の年間目標を設けていない、利用者数や利用率の目標指標と目標値を設定する必要があるという指摘でございます。実際に数字的には、体育館として設けてはいなかったわけございまして、館の事業目標としては、利用者数の増加、あるいは市民サービスの向上というようなことで館の業務目標を定めておりましたが、実際に数字的に設定していないということで、意見のほうにもありますようなアンケート等を実施しながら、必要とされている教室や一般開放を検討して、目標を設定していきたいと思っております。

それから、3番目でございますが、団体利用者の使用時間、曜日が固定的にほぼ定まっていることから、公平性の点から相当な負担を求めるべきであるということでございますが、

利用している関係団体と協議をするとともに、これら料金的なことにつきましては、市全体にかかわるようなことでございますので、仮称の「使用料のあり方検討会」というようなものを立ち上げた中で、検討をしていきたいということでございます。

それから、4番目、5番目の指摘でございますが、使用料金体系の見直しが必要である、あるいは駐車場の一部有料化についても検討すべきであるということでございますが、これにつきましては、市全体にかかわるものですので、「使用料のあり方検討会」を立ち上げた中で、全庁的に検討していきたいということでございます。

最後、意見になりますが、10番のところでございます、体育館単独もしくは富士森公園全体を含めて一括して指定管理者制度の導入を検討すべきであるということでございますが、現在、生涯学習スポーツ部全体で、部内で検討を行っているものでございまして、そうした中で対応していきたいと考えております。

体育館については、以上でございます。

森生涯学習スポーツ部主幹　八王子子ども科学館について御説明させていただきます。

大きくは、職員等の状況、指摘事項ですね、業務委託の状況、設備の状況、運営協議会について、事業の必要性についてと、大きく分かれております。それぞれ、今早急にできることについては、早急に対応していくところでございますが、一番私ども考えているのは、事業の必要性でございます。これは、科学館の存在意義そのものを問われているところでございますので、これについては、現在、館内で職員に言って、子ども科学館のあり方についてきちんと整理をしていくと。その中で、中長期計画をつくっていくと。これをつくらないと、以後のいろいろな指摘事項について対応できない、一つ一つその場でもって、その都度その都度解決する問題ではなくて、基本的な問題として受けとめて、子ども科学館が八王子市に必要かどうか、その辺の基本的な事項から含めまして考えていかなきゃならないということでございますので、そこはきちんと整理していきたいということでございますので、こういう形の整理をさせていただきました。

以上でございます。報告を終わらせていただきます。

小田原委員長　野球場、体育館、子ども科学館、3つから、指摘事項に伴う指定管理者制度の検討をすべきだと指摘されたところについての説明ですね。それについて御質疑・御意見ございますか。

細野委員　感想というか、指摘と意見、これは、どう違うんですか。例えば富士森公園野球

場の職員等の状況について、指摘と意見がありますよね。これを見ると、業務の効率化を図るべきである、これは、指摘ですよ。それで、意見では、指定管理者制度の導入を検討すべきであると、これはどういうことなんだろう。なぜ指摘と意見と2つに分かれているんですか。

米山生涯学習総務課長 指摘というのは、簡単に言いますと、必ず改善策を考えなさいということでございます。意見については、導入を検討しながら、選択肢があるというような、私どもは理解しております。意見で、例えば富士森でしたら、指定管理者制度導入を検討すべきであるという意見で、それがまだ検討していないから検討してくださいよと、その結果については求めませんよという形ですね。指摘については、当然のことながら、こういう監査の場合には、指摘した部分については、監査事務局のほうで、後でどういう形でそれが改善されたのか、どういう形になったのか、報告が求められる、指摘事項については。意見については、求められません。

小田原委員長 何かよくわかったような、わからないような説明ですが。

米山生涯学習総務課長 例えば指摘があると、その後、監査事務局のほうから、その指摘に対してどう対応したのか、どういう処理をしたのかというのを必ず報告が求められる、指摘事項については。意見については、求められないという形ですね。目に見える部分では、そういう形になります。

小田原委員長 例えば、じゃあ、指摘事項で、何とかを求めるべきである、これは指摘事項ね、報告を必要とする。何々を明確にすべきである、これ意見ね、これは報告しなくていい、そういう説明なんですか。

米山生涯学習総務課長 ただ、それを議論しないということではなくて、意見ですので、当然のことながら、部内では議論します。一方、指摘事項は、公に監査事務局のほうで、その後の結果をきちんとしていかなきゃならない。

小田原委員長 監査を担当するところも、これこれ、こういうことでもって指摘すること、意見をすべきことというのがあるから、そう言っているだけの話でしょう。それについて、指摘事項については報告する、意見についてはこちらで検討して、改善策を講じなければならぬと、そういう意味でしょう。

米山生涯学習総務課長 はい。

小田原委員長 そういうふうに言えばわかる。それで、意見の欄で、改善が必要だというよ

うな事柄について検討をしています、そういう話なんですね。

米山生涯学習総務課長　　そうです。

齋藤委員　　根本的な、素朴な質問として、こういうとき、いつも悩んでしまうんですが、つまり、これは当日配付されました、その他の報告事項の中で今、受けているわけですよね。つまり、これは報告事項であって、こういうものを出されて、例えば内容をチェックして、ちょっとここおかしいんじゃないかとか、ここはこういうところはこうなんじゃないかと今ここで意見を言って、何とかなる問題なのかという、非常に素朴な疑問なんですけれども、報告事項なわけでしょう。それで、その場でぱっと出されても、これだって、一つ一つ全部読んで、ここおかしいとか、ここはこれでいいのかというのを、今全部チェックしようといっても、苦しいですよ。

小田原委員長　　それは困りますと言うわけでしょう。

米山生涯学習総務課長　　これ、報告事項にするか、協議事項にするか迷ったんですけれども、実は改善に向けての取り組み方針と改善策のところを見ていただければわかるように、すべて検討するがほとんど、まだ検討した後、報告していかなきゃならない。現段階では、方針と改善策の内容を検討する、あるいは実施するというのもありますけれども、ほとんどが検討するとか、設定するという内容でございますので、そこで当然、検討結果もまた報告していかなきゃならない部分がありますので、今回は、今の私ども部としての方針・改善策の報告と。方向性みたいな形になっておりますので、報告をさせていただくと。当然意見を言っていただければ、すべて改善というか、意見を取り入れられる要素になっておりますので、まだ早急に、例えばこれで、正味1カ月、2カ月で解決する問題ではございませんので、1年かけてするような内容でございますので、それについては、その都度御意見をいただきながら進めていきたいという部分でございます。

齋藤委員　　では、確認ですけれども、私もこの町に生まれて育ておりますので、富士森公園の球場もよく利用しますし、こども科学館も非常にすばらしい施設だと思っていますし、いろいろと考えることもありますから、それは随時これなんか読みながら、もう少しここはこうしたらいいんじゃないか、こんなことも考えられるんじゃないかという意見は、随時また、発言させていただいていいという解釈でよろしいですね。

米山生涯学習総務課長　　むしろ御意見をいただきたいという部分で、報告という形にさせていただいています。

細野委員　もう一つ質問ですが、この外部監査法人に謝礼を払うんですか。

米山生涯学習総務課長　外部監査人は、木下公認会計士なんですけれど、それ以外に10名のスタッフがおります。この報告書については、報告書ができ上がるまで約850万円委託料がかかります。

細野委員　そうしたらこの報告書は、850万円を出してくるわけね。

米山生涯学習総務課長　はい。

細野委員　そうであるとしたら、不十分。なぜこういう指摘が出たのかと、その理由が、ここでは、概要しか、私見れていないけれども、なぜこういう指摘をしたのか、指摘というのは、何々すべきということを使うのか、どういう項目について検討しなさいというような、そういう文言にするのか、それもよくわからない。それから、意見、これはいいと思う、何々すべきだからね。ですから、なぜこういう指摘が出たのか、その正当化というか、説明が、私は欲しいと。以上です。そうじゃないと検討はできない。

米山生涯学習総務課長　これ、私どもで担当所管と調整しまして、次回に、その辺の不十分なところを御返事したいと思います。

細野委員　というのは、皆さんに、指摘事項の報告を求めると彼らは言っているわけでしょう。この指摘事項だけで十分なのか、ここの指摘事項を出すことの正当性、あるいは合理性、理にかなっているのかどうなのか、私は、これでは判断できない。

これ、概要なんでしょう。これでは、よくわからない。彼らがつくったんでしょう。これで850万円じゃあ、不十分ですよ。

小田原委員長　言っている話はわかるでしょう。

米山生涯学習総務課長　はい、わかります。

小田原委員長　まず概要のほうを見て、概要から、すべきであるという指摘事項と、意見のところを対照しているわけだけれども、この違いがわからないわけね。何を根拠に、じゃあ、こういうふうにすべきだと言っているのか、というのは、まあ、数字があるだろうと思えますけれども、これについて、例えばこども科学館について、だんだんと子ども入館が減っているというのは、もう指摘されているわけなんだけれど、それについて改善とまでは言わないけれども、入館者を増やすための努力をされてきたんですね。それについて、それでもなおかつ少ない、じゃあ、行政部門で対応しようとしても無理だから、もう廃止にするか、民間に委託するか、指定管理者に検討しろって、そういう話になってきていることだよ。

直営では、ちょっとこのまま点々点の直営では無理だろうから、指定管理者のところでとめましようということを検討するという、そういう段階だというわけだよね。それに対して、何でこういう指摘だとか、意見が出てきたのかというのを示せというのが、細野さんの要望なんです。

石川教育長 報告書の本編にはかなり詳しく書いてあって、それをもとに概要を数枚にしたということなんですね。

小田原委員長 だから、概要のまとめ方がよくないですよ。

細野委員 それは本編を見ればわかるんだろうけれども、皆さん忙しいんだから、読んでいる暇なんかありませんよ。だから、概要版をちゃんとつくってほしい。これと見ながら、確かにそうだと、監査の言うとおりだ、妥当性があるんだと、それがわかりたいわけ。判断したいんですよ。この概要版でそれがわかりますか。

小田原委員長 さっきの話と同じだというの。齋藤委員が、すぐこの場で見ろと言ったって判断できないから、だから、そういうのがわかる資料を出せと、この概要は資料にならないという話なんです。

細野委員 だから、なぜこういう指摘が出たのかということ、その報告書に基づいてつくってほしいわけ。その指摘の合理性、そうしたら、それに対して、改善命令みたいなものがあるわけ、それを意見として出せというわけでしょう。そこをちゃんとしてほしい。雑な概要をつくるんじゃないという話ですよ、850万円もかけているんだったら。

米山生涯学習総務課長 わかりました。

細野委員 もったいない。

小田原委員長 そう。もったいないという話なの。

細野委員 これは、外部監査人がつくったんでしょう。

菊谷生涯学習スポーツ部長 概要版は、向こうです。

細野委員 向こうでしょう。だから、概要版をちゃんとつくりなさいというわけですよ。

石川教育長 この報告書ができ上がってきて、まず理事者に説明があるんですよ。そのときに、説明用にその概要版をつくっているんです。

小田原委員長 これは、木下徳明さんのがそのまま出ちゃっているのか。

石川教育長 そういうことです。

細野委員 だから、資料をちゃんとつくってほしい、全部。皆さん、これを見てわかるか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 それは無理だと思います。報告書の本編そのものをお渡しするというんじゃ、まずいんですか。

小田原委員長 いいよ、渡していいですよ。だけれど、皆さんがそれをまとめて、細野委員の要望にこたえられる概要をまとめるのは無理だと言われたら、皆さんのような専門家が無理だと言われたら、私たちは、どうすればいいんですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 無理というのは、これ、いろいろ、数字とか、いろんな、もろもろ要素としては入っているんですね。

小田原委員長 そうでしょう、当然ですよ。

菊谷生涯学習スポーツ部長 ですから、客観的には、これをコピーしてお渡しをして、要点を担当の課長から御説明申し上げたほうがわかりやすいのではという趣旨なんです。

細野委員 僕が言いたいことは、この資料は外部監査人が作成したんでしょう。だけれどもわかりにくいから、改訂版を作成してくださいよ、ちゃんとわかるように。それは、あなたがやるわけじゃないの、この木下さんにやってほしいわけ。850万円払っているんだから。

菊谷生涯学習スポーツ部長 そういう趣旨ですか。

細野委員 そうですよ。これを受けたあなた方は、対策を考えているでしょう、この指摘事項だけでたくさんなのかどうなのかというのは、これだけではわからないわけ。資料をちゃんとつくってほしいのよ。そういう意見があったことを木下さんに言ってほしいわけ。

小田原委員長 それは、僕は、任せる話はまずいと思いますよ。

細野委員 監査法人に指摘されたのであるならば、それに基づいて私たちが、例えば人員整理しろって言っているわけですよ。じゃあ、何を根拠に人員整理するわけですか。何整理するというのを、だれが、どこで出すかといったら、お任せしたかというのをもってするわけじゃないでしょう。私たちが、この指摘された事柄について計算して、だから、何人必要ありません、必要ですということを計算するのはあなた方でしょう。

菊谷生涯学習スポーツ部長 そうです。

小田原委員長 根拠を自分たちで考えるわけだから、その根拠とするものを示せというのが私の意見。細野委員は向こうから出させろと言うけれども、僕は、それは違うと思うんです。そんなの、自分たちで、この指摘されたことについて検討して、じゃあ、どうするというのを自分たちで出すんじゃないですか。

米山生涯学習総務課長　この指摘された部分については、今は見直しというか、改革の動きが出ておりますので、当然のことながら、その一番の問題は、運営の関係と、職員体制の問題と、そのあたりが出てくるかなと思います。それから、官から民への流れの部分、その部分についてきちんとした、考え方を出していく必要があると考えておりますので、その際には、きちんとした構想と人数的な部分、あるいは運営体制等、それはある程度、官から民に流れた場合の教育施設としての役割とかがきちんと担保できる部分をきつていかなきゃならないと思っています。そこの部分を、私どもはきちんとやっていきたいと考えております。今後それで、今回はここまで行政監査の結果報告が出てきましたので、とりあえずは、検討するという形ですけれども、今後はそれを検討しながら、例えばこども科学館については、こういう形で持っていきたいという形で出していきます。

細野委員　　どういう評価に基づいて、どういう指摘がありますと。そして、こういう意見を我々は考えますけれども、それを検討してくださいというような形でつくってほしいですね。

小田原委員長　きょうは姫木平のことが出なかったけれども、あそこは民間でしたか。以前姫木平の人員の話聞いたんですけども、教育委員会の中でも0.8必要だみたいな話が出てきたわけだね。それは、皆さん、内部でそういう検討しているわけじゃない。そういうのを示してやれば、細野委員だって、これをもとにした中の計算でこういうふうに行っているんだというのがわかるわけですよ。それを、外にやらせるのか、これをもとにして、うちでこういうのをつくりました、これをもってこういう検討の方向性を出しました、僕は、後者のほうでやるべきだと思うんですよ。

細野委員　　次の段階ね。

小田原委員長　いや、だから、この監査に850万円必要かどうかという話なんだよね。内部監査で不十分だから、外部監査というのをやるんだと思いますし。

細野委員　　これじゃあ、困っちゃうね。外部監査でこれじゃあ、ちょっとね。僕、この前も言ったでしょう、質的な問題があるよと。

小田原委員長　「相当な負担を求めるべきだ」というのは、意見だろうな。だから、指摘というのは、これこれ、こういうことがあるとか、こういう課題があるとか、そういうことなんだろうね。それについてどうすべきだという話になるんじゃないですか。

細野委員　　だから、であるというのと、べきというのは違うんだよね。何々である、現状を言っているわけでしょう。現状の指摘、それに対してどういう意見・勧告をするのか、こう

いう書き方をしないと、私はいけないと思う。

小田原委員長 多分、監査結果がよくないんだろうな。結果のところの分析がね。

こんなところがありましたけれども、細野委員は、これだけでは応じられないと、意見を申し上げる段階ではないというふうに言うわけだけれど、ほかの皆さんはいかがですか。

齋藤委員 要は、こういう外部監査の方の意見を今受けとめて、これからどうしていくかという、私はそんなふうに、これからいろいろと考えていくわけでしょう。この結果が出てきて、外部監査の方の話が出てきて、それを受けとめて、今度は、中でどう改善していくかという、私はそっちのほうが大事だと思っていますので、きょうのこの資料をまた、よく読ませていただきながら、わからないところは聞かせていただきながら、これからどうしていくかというところが必要なんじゃないですか。そんなふうに、私は受けとめます。

細野委員 ちょっと文句ばかり言いましたから、言い直します。監査法人は専門家だと思うから、今回の指摘事項の中身については、それは尊重します。しかし、表現形態は、これでは不十分だと思いますけれども。それで、今度、この指摘事項に対して報告をやるわけでしょう。それで、これが報告内容になるんですか。

米山生涯学習総務課長 じゃないです。

細野委員 じゃないですよ。

米山生涯学習総務課長 はい。検討するとか、そういうことです。

細野委員 だから、そこに対して、我々は今度、検討する場合、どこと、どこと、どこを重点的に少しお考えくださいますかということを出してくれると、非常に仕事がスムーズに行くと思うんですけどもね。

米山生涯学習総務課長 はい、そういう形で進めたいと思います。

小田原委員長 これね、だけど、監査法人にお願いしている外部監査に対して、内部での年度末における評価があるわけでしょう。やっているよね。それとの兼ね合いというものもあるんじゃないの。今さら指摘されるまでもないというものもあるんじゃないですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 あります。特にこれまで教育委員の皆さんに指摘された部分もありますし、そうではない部分もあります。とりあえずは、一つ、早急に解決するものは解決していくと。そうでないものについては、すぐ取りかかって、いついつまでに実施時期を定めて実行する、これを、私ども、きょうお示ししたということなんで、委員のほうから、そういうふうに指摘された内容について、まだどうするという、それに対する考え方、それ

がはっきりしないということですが、基本的には、それが妥当なものについては、妥当と所管で判断しまして、取り上げたということで御理解いただきたいと思います。

小田原委員長 僕は、たまたま外部監査の年度に当たって、こういう指摘されたから、こうするという話じゃなくて、皆さんは常に、その都度、点検・検証しているわけですよ。そういう中でやってきている事柄を改めて指摘された、あるいは意見を述べられたという、そういう形にまとめていくべきだと、僕は思いますよ。改めて取り組んでいるわけじゃないんだから。特にこども科学館はそうでしょう。これまでいろいろやってきていて、それでもなおかつ利用者が増えない。齋藤委員の言うように、その周りに何かレストランをつくるとかなんとかやれば、もっと入るだろうという話もあるわけで、そういうのを含めながら、やっぱり考えていますよという、そういうことだと私は理解しているので、この方向性は方向性としていいから、細野委員の言うように、これだけと思われちゃうと、850万円もったいないという話になるから、もっと安くおれがやってやるという話に多分なっちゃうから、そういうふうにするか、そうじゃなくて、きちんと監査法人に仕事をしてもらう中で、私たちのやっている事柄はこうです、これ、こうしますというふうに、示し方だと僕は思いますので、また時間がかかるかもしれないけれども、やっていただきたいと思います。

米山生涯学習総務課長 今回の委員の意見を含めまして、一つは検討する部分、もう一つは、このまとめ方の部分、それと、当然私どもとしては、この監査結果については、以前からやっていたことも非常に多いものですから、その辺の兼ね合いを含めながらまとめていきたいという部分がございますので、言われたからというんじゃなくて、その部分が、今までずっと私どもも議論した部分なので、そういうことも踏まえて、今後まとめていきたいと思っています。

小田原委員長 では、そのようなことでよろしくまとめていただきたいと思います。これは改めて、その都度出てくるということですので、御意見よろしくお願いいたします。

石川教育長 余計なことだけれども、これについての理事者の受けとめ方は、こんなベーシックな当たり前のことを今さら指摘されたり、意見としてもらうこと、この程度に850万円も出すのはどうなんだろうか、そういう思いなんですよ。

細野委員 大賛成。

石川教育長 だから、それを、我々としても、みずから改善の方向に向けて動き出しているところもあるし、まだのところもあるんだけど、やっぱり、ちょっとスピードが足りな

いという点は否めないと思うんですよ。もうちょっとやっぱり、大変だけれども、やるからには、じゃあ、一気にやるということも大事なんですよ。序列をつけて、これは急ぐもの、これは その次にやるものというように峻別しながらやることも大事なんだろうけれども、いずれにしても、改めて指摘を受けたんですから、改善できるものはどんどん改善していただくということだと思います。

小田原委員長 教育長のそういう意見が出ましたけれども、よろしく願いいたします。

では、ただいまの包括外部監査報告については、以上でよろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、そのほかの御報告はございますか。

坂本学校教育部長 いや、以上でございます。

小田原委員長 以上でございますか。

それでは、委員のほうから何かございますか。

齋藤委員 今、以上だという話なんで、ちょっと2つよろしいですか。

1つは、先日、NHKでいわゆる八王子城跡保存の関連で、滝の水枯れのことが報道されましたよね。それについて何の報告もないんですか。私、ほんとうに同級生から電話がかかってきて、大変だなというぐらい、NHKに教育長も映っていて、菊谷部長もしっかり映っていらっしやいまいりますけれども、それについて何の報告もないんですか。

佐藤文化財課長 確かに、2月20日に市議9名から、八王子城跡の保存問題で申し入れがありました。たまたまNHK報道はありましたけれども、報道されたから、中身が報告に値するかどうかということだと思いますが、私たちの判断としては、報道された経過はありますけれども、内容的には改めて定例会で報告する事項ではないということでございます。

齋藤委員 今、まだ調査中なんでしょう。調査は、もう結論が出ているんですか。

佐藤文化財課長 中身について、この場で議論しなければいけないわけでしょうか。お尋ねいたします。

石川教育長 我々は、調査機関じゃありませんので。国のほうが専門家に依頼してやっているわけだから、私どもとすれば、その現状を観察するしかないわけです。それは今までもずっとやってきたことで、ちっとも変わっていないわけです。だから、改めて報告するまでもないという認識です。

齋藤委員 そういうことなら、わかりました。

小田原委員長 管轄が教育委員会だから、たまたまそれを受けたけれども、そういうことがあった以上のことを報告することはございません、そういうことでよろしいですか。何か教育委員会として対応しなければならないことがあれば、御報告はいたしますということだよね。そういうことで、よろしく願いいたします。

齋藤委員 貴重な時間なので、もう1点、ほんとうに端的でよろしいんですけども、先日、2月26日の読売新聞の、これも全国版のほうだと思うんですが、小さい記事で、三重県で行われていた日教組のほうの教育全国大会の中で、2007年から全国统一テストを行うと、小学校6年と中学校3年生を全体対象にしてですね。そういうことがどうも決まってきたようですが、その中で、日教組のほうが反対をしているというようなこともあって、これ、いい悪いは別なんです、ちょっとお伺いしたいことが2点ありまして、1点としては、その協議会の中で、ジャーナリストの方がイギリスの例を挙げられて、イギリスでは7歳から行われるナショナルテストで子供が過度の競争にさらされて、不眠などの報告が挙げられているというようなことを受けて、一部の地域で既に行われているテストの中で、このような状況が報告されているというような意見が出たというような記事が出ていました。八王子の場合は、これは統一テストというわけじゃないですね、到達度テストというような形になっていきますが、行われている中で、ちょっと私は心配しているんですが、子どもたちにそのようなことがほんとうに起きているのかどうか。こういう記事をほんとうにうのみにしていいかどうかわからないんですが、八王子としては、そのような実態を把握しておりますでしょうかということが1点。

それから、これについては、今度市教委として、愛知県の、これも有名ですけども、犬山市はもう既に、これについては評価できないということで不参加を表明しているというような記事も出ていますが、八王子の市教委としては、今後この問題をどう受けとめていくかということがある。そのあたりのところを、もし御意見をお伺いできればと思います。事務局のほうの意見ですね。

岡本学校教育部参事 今、齋藤委員からお話があったのは、読売新聞の2月26日版で、もう1枚が毎日新聞のほうで、2月24日に出ている記事、両方お配りいたしました。それで、読売のほうに出ておりますような英国での例、過度な競争などにつきましては、英国の例と私どもも受けとめておりまして、本市におきましては、こういうことがあったということは入ってきておりません。本市で行っている学力定着度調査も、5月1日だけ、2時間程度、

しかも、学年も、小学校6年生と中学校1年生でございますので、普通の学校で行っているいわゆるテストと同じような形で実施してございますので、そのこと自体が特に子どもの負担になっているとはとらえておりません。今の段階では、そのようなことは出ておりませんし、ホームページ等でも、この学力定着度調査について、ことし17年度でございますけれども、そろそろホームページのほうに載りますか、待っていますのでというようなお問い合わせがございましたけれども、反対しますというお問い合わせは、ホームページ上におきましては、そういう意見はございませんので、来年度もやっていきたいと考えているところでございます。

それから、犬山市の判断でございますけれども、毎日新聞によりますと、最後のところでは全国テストや教職員評価制度への態度を正式に表明したわけではないというようなことがコメントのようございまして、齋藤委員から御指摘いただきまして、私どもも、犬山市のほうからいろいろ資料を取り寄せてお話を伺ったところでございますけれども、不参加そのものを表明しているわけではないと。ただ、犬山市としては、独自でいろいろなことをやっているんで、そういう意見を述べたと。犬山市は、独自で学力定着度テストのようなものはやっていないというお話を伺っていますので、犬山市の状況は犬山市の状況で判断されたんだろうとは思っています。

将来的には、これは19年度から実際に国レベルで正式にやるということが決まれば、当然文科省がこれの実施をしてくるだろうとは思っておりますので、その段階で、それぞれの自治体はどう考えるのかというのは、今後のことかなと、今の段階では思っております。

以上です。

齋藤委員 19年度というと、すぐやってくるような感じがしますが、これからまだ文科省のを受けて、市教委としてどうしていくかというのは、今後の対応だという、今の現状だと判断してよろしいのでしょうか。

岡本学校教育部参事 全国的な学力調査の実施については十分な協議が必要だと考えているというのが犬山市のコメントの中に入っておりますので、私どもといたしましても、学力調査につきましては、市のもも含めて、今後とも市については、よりよい形で実施していきたいと思っておりますし、こういう全国的な調査につきましては、それぞれの自治体で、その受けとめ方はいろいろ議論もあらうと思っておりますけれども、当然参加する方向で、私どもは、準備は検討していきたいと考えているところでございます。

齋藤委員　　ちょっと歯切れの悪い回答なんで、受けとめ方にちょっと苦労するんですが、わかりました。受ける形で検討していく段階だという判断でいいですね。受けるということは別に決定しているわけでもないし、もちろん、まだ文科省のほうで、この文章を読むと、決定したのか、方向性なのかもまだ、私もよくわからないところもあるんですが、八王子市教委として、それを受けていくかどうかというのは、受ける方向で検討しているという言い方というのはどうもあれなんです、そのまま受けとめれば、まだ決定しているわけではなく、それを決定するときには、また、この定例会の中で考えていくということなんですか。

岡本学校教育部参事　　東京都自体も、このことについてはまだ、当然どういう形で対応していくかというのは決まっていませんので、私どもは、東京都を通じて、この参加について、その時点になれば、東京都のほうからお話があると思いますので、その方向で従っていくことになろうと思います。

小田原委員長　　指導室はそういう考えだというふうに考えたほうがいいんじゃないですか。指導室はそう考えているということだよ、今の質問に対してはね。

岡本学校教育部参事　　はい。

小田原委員長　　齋藤委員としては、犬山市がそういうふうに言っているわけだから、八王子としては、もうちょっとちゃんと考えるべきではないかという感があると思うんだよね。犬山市の場合には、犬山市が独自で学力調査というと怒られちゃうかな、犬山市はやっているんだよね。

石川教育長　　調査というのはやっていないです。

小田原委員長　　調査はやっていないのか。犬山市としての教育委員会が主体的となった教育施策を展開しているんだよね、あそこはね。それに対して、成果があるという判断をしているから、何も文科省が一斉にやるからというので、それに従う気はないんだと言っている。八王子も独自でいろいろやってきているわけだから、文科省がああだこうだと言ったとしても、八王子としてはこうであるという姿勢を持つべきではないか、指導室はどう考えているかという指摘に対して、今のが返答という話なんだよね。教育委員会としては、どうですか、どういう態度をとりますかと。

細野委員　　それ、今やるんですか。

小田原委員長　　いやいや、そういう話が投げかけられているということだよ。

細野委員　　私は、大賛成。

小田原委員長　参加するということね。

細野委員　はい。全国規模で、私は、やったほうがいい。そのほうが、信頼性の高いデータが出てきますよね。それから、いい設問は、市がつくるよりも、国でやったほうがずっといいと思う。だから、今センター入試ってあるでしょう、みんな、私立だって、それを取り入れている。だから、学力の評価をするときには、非常にいいわけですよ。我々つくって、2日、3日かけてつくるものより、ずっといいものをつくれる。したがって、私は、参加することを勧めたい。

石川教育長　国も、ここでしっかりやる、東京都もしっかりやる、八王子もと、こういう形になると、子どもたちの負担とあわせて、予算面でも、特に市の独自でやっているものについては金がかかるわけで、やっぱりそういうことまで全部総合的にひっくるめた形で、国や都のやっている調査が、八王子でやっている内容に近いものになっていくのであれば、市の独自の調査は、しばらくは休んでもいいと思います。あるいは、何年かに1回になってもいいのかなと思っています。やはり全国レベルの調査をやるというのは、私は大事なことだと思いますので、子どもの過度の負担にならない形で、しかも、予算の中で十分にできるような、そういう方向を探っていくべきじゃないかなと思っています。

齋藤委員　きょうはもうこういう時間で、やはり、このことについて検討する時間はとっていただけるという判断でよろしいですか。私も、いろんな意見があるんですよ。単にすぐ私反対しているんじゃないですよ。今八王子が行っている到達度テストというのかな、当初、私は反対の意見だったんですが、今行われている、いろんな皆さんの、ほんとうにデータを一生懸命とられて、ああいう結果を見ると、なるほどやっぱり、これはいろんなことのデータとして必要だなということは、今思っているんです。ですから、これについて一概に反対だとかと言っているわけではなくて、やはり今後どうしていくのか、今ここで八王子市が行っているものもある、東京都が行っているものもある、今度また、全国も行うということになってくるのに対して、どうなのかなということをしっかり検討する時間を持っていただきたいんです。私も、私なりの意見は発表できる場を持っていただいて、皆さん、それぞれの意見があるでしょうから、やはり、教育委員の皆さんの意見をまとめる時間はとっていただいて、市教委としての今後の姿勢を。細野委員や、教育長は賛成、私は条件つきです、あくまでも。ですから、そのあたりをしっかりと話し合える時間を、知らないうちに八王子市も受けちゃったというのではなくて、犬山市のような市教委でも反対の姿勢をとれるような段階

にあるのならば、今後ぜひ検討できる時間はとっていただきたい。

小田原委員長　　とっていただきたいじゃなくて、自分でとるといふふうに言ったらいいんじゃないですか、任せるんじゃないで。

細野委員　　アメリカではクリントンの時代になって、全国テストをやるようになったんですよ。それは、評価をするんじゃないで、次にどういう教育行政をとったらいいのか、そのアクションのための基礎データなんですよ。いいですか、評価じゃないんです。皆さんすぐ、マスコミもそうだけれど、評価をするんだという話だけれども、違うわけです。現状把握で、どれだけ教育成果が上がっていて、どういうところに問題があって、それをどういう形で改善しようか、そういう形で見てほしいんですよ。そこのところを少し踏まえて議論してほしい。

それから、小・中学校の教育というのは、大学までずっと影響してくるわけです。そのことも考えると、日本という国は、では、教育というのはどう考えたらいいのか、そういうものから、一つの基礎データとして、なるべく信頼性の高いデータをとりたい、こういう形で私は考えています。

小田原委員長　　僕は、評価と呼んで一向に差し支えないと思っていますけれどね。評価があって、改善策が出てきて、スパイラルで上っていくわけだろうから。イギリスの話が出ましたけれども、また、アメリカの話が出ましたけれども、最近、フィンランドがいろいろ言われていますけれども、どれがいいかというのはわかりませんが、検討しながら、日本は日本、八王子は八王子と、やっぱり考えていくということだろうと思う。

子どもたちの負担になっているかといったら、学力テストをすることが何で負担になるのかと、そこはまた、議論にならないと思うんですよ。負担になんかなるはずはないと思うんです。やっている事柄をどうかという調査をすることが負担になるはずはない。負担にするようなことを学校がやるようになっちゃいけないわけで。そこら辺を含めて、うちでは、学力到達度調査をやっているわけだから、それを金かけてやっているわけだから、それをどうするかというのは、当然私たちの議論の中に出てくる話だろうと思いますので、また、そのときに、しかるべき時間をとりたいと思います。その前にですね。

齋藤委員　　ですから、一つ確認です。今、細野委員のおっしゃったこともよくわかりますし、しっかり話し合いの場を、私のほうからも提示したいと思いますので、ぜひ。上から言われているので、そのままぱっと受けてしまうという姿勢ではなくて、しっかり受けとめて、や

ることはやると。そういうところは、今後も発言していきたいと思いますので、よろしくお
願いしたいと思います。

小田原委員長 一言言ったほうがいいと思う、上から言われてやっているわけではありませ
んと。

岡本学校教育部参事 いろいろ、こういうことの情報が出てくると思いますので、教育委
員の先生方の中で、いろいろまた議論を深めていただき、それを受けて、私たちも仕事をし
ていきたいと思います。よろしくをお願いします。

小田原委員長 そのほかの委員の皆さんは、いかがですか。何かございますか。

では、特にないようでございます。

それでは、暫時休憩します。

【午前11時51分閉会】